

新規就農のための ガイドブック

北海道で農業を始めたいあなたを応援します

2026



公益財団法人 北海道農業公社
北海道農業担い手育成センター

目 次

相 談	1 . 北海道農業の概要 1
	2 . 就農までのステップ 6
	3 . どんな農業を始めるか？ 8
体 験	4 . 農業体験ってなに？ 14
	5 . 農業体験の申し込みは？ 18
研 修	6 . 農業技術等の習得方法は？ 20
	7 . 研修中の助成は？ 22
就 農 準 備	8 . 農業施設・機械等の取得は？ 25
	9 . 農地の確保はどうやって？ 26
	10 . 酪農は初期投資が大きいが何かよい手は？ 29
	11 . 認定新規就農者制度とは？ 30
	12 . 農業経営開始の資金は？ 31
営 農 開 始	13 . 軌道に乗るまでの資金は？ 32
	14 . 営農計画や経理は？ 33
	15 . 農業者の年金制度は？ 34
	16 . 災害や価格低下に備えるには？ 35
	17 . 農村の生活は？ 36
	18 . 農畜産物の出荷先は？ 38
参 考 資 料	19 . 第三者農業経営継承とは？ 39
	20 . 新規参入者の人数と就農地は？ 40
	21 . 就農するために準備した自己資金は？ 41
	22 . 農地の価格は？ 41
	23 . 法人が農業に参入するには？ 42
	24 . 相談できる催しは？ 43
	25 . 就農を支援する組織はどこ？ 44
	26 . 地域担い手育成センターの連絡先はどこ？ 47
	27 . 北海道の交通網は？ 50
	28 . 市町村や農協の場所はどこ？ 54

1 北海道農業の概要

(1) 北海道農業の特色

北海道の農業は、専門的な農家が主体になって、恵まれた土地資源を生かしながら効率的に行なわれています。

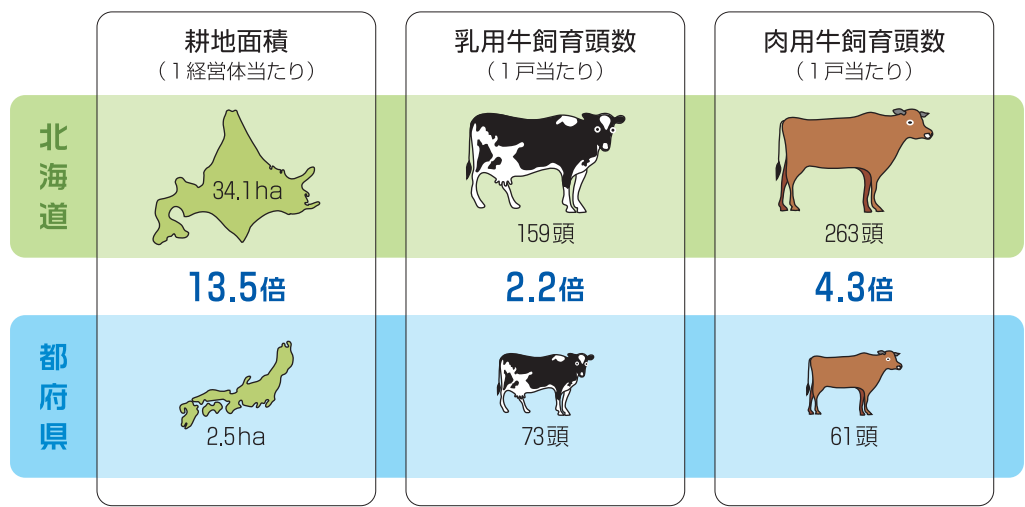
北海道は、寒冷で積雪期間が長いなどの厳しい自然条件下にありますが、明治以来、欧米の近代的な農業技術の導入や独自の新技術の開発などにより、気象条件に左右されることの少ない安定的な農業を育てる努力を続け、稲作、畑作、野菜、酪農、肉用牛などによる北方型農業を形成しています。

ア. 生産量が全国トップクラスの北海道の農畜産物とシェア（令和6年）



出典：農林水産省「作物統計」「牛乳乳製品統計調査」「畜産物流通調査」

イ. 本道と都府県の農業の比較（令和6年）



出典：農林水産省「農業構造動態調査」「畜産統計調査」

● 1ha(ヘクタール) = 10,000㎡ = 100m × 100m
● 札幌ドーム建築面積 約5.5ha

(2) 地域ごとの農業の特徴〔どこで、何を？〕

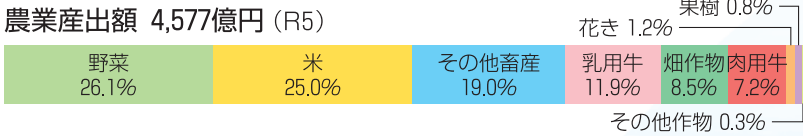
適地適作を基本に振興作目やブランド化が図られ、各地域に産地が形成されています。従って「どこで農業をやるか」は、「何をやりたいか」によって就農希望地が絞られてきます。適地は気候を含めた環境に影響されます。



道央地帯


**空知・石狩・胆振
日高・上川・留萌**

この地帯では、稲作を中心に、野菜や軽種馬、肉用牛など地域の特徴を生かした農業が行われています。



畑作物って何？

麦類、豆類、馬鈴しょ(ジャガイモ)、てん菜の4品を畑作物と呼びます。

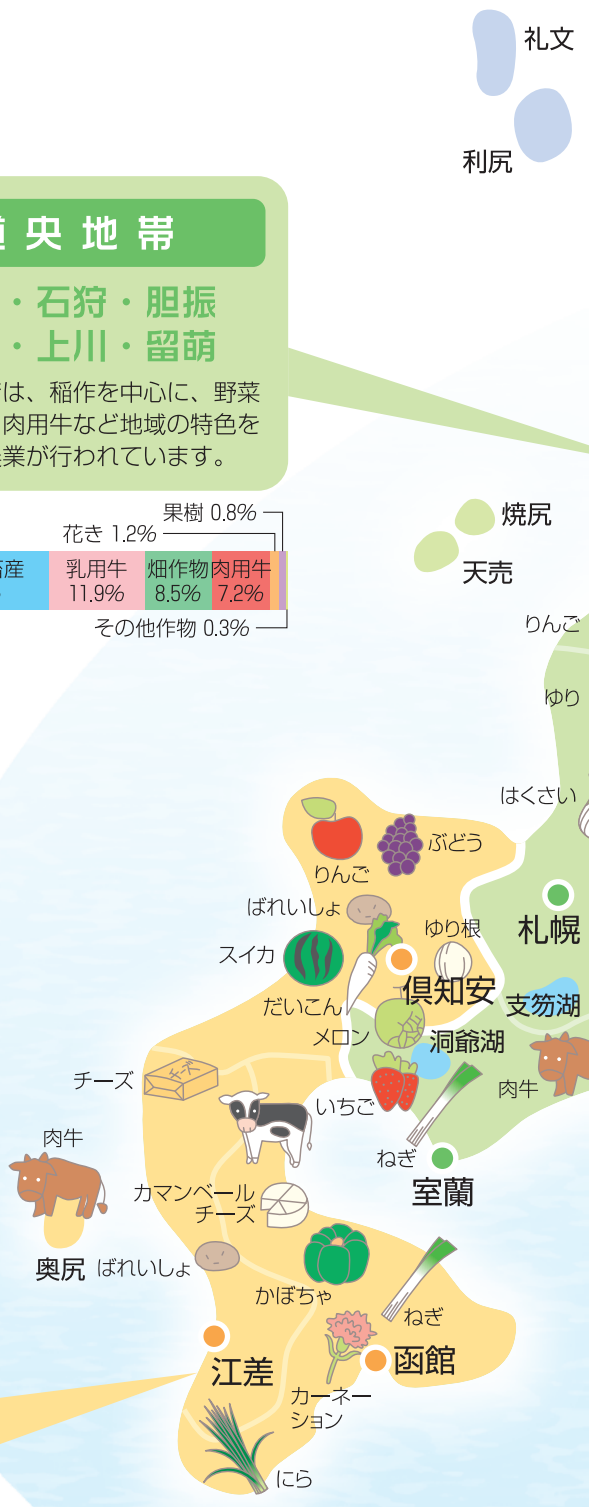
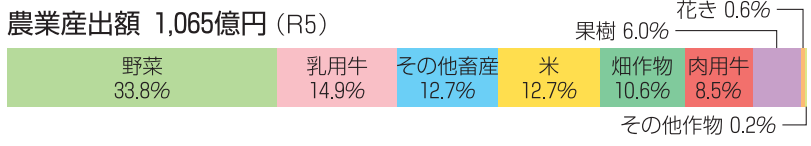




道南地帯

後志・渡島・檜山

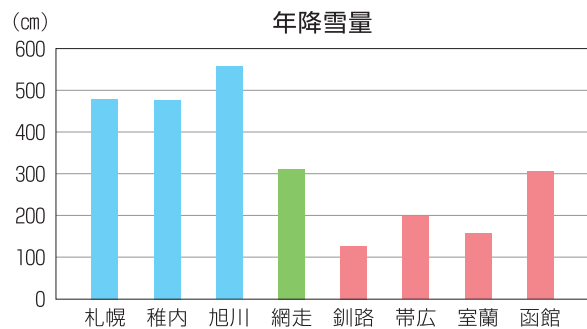
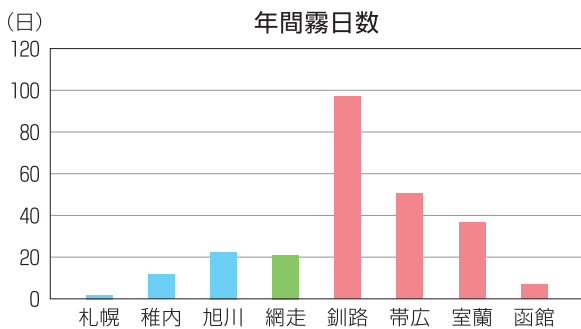
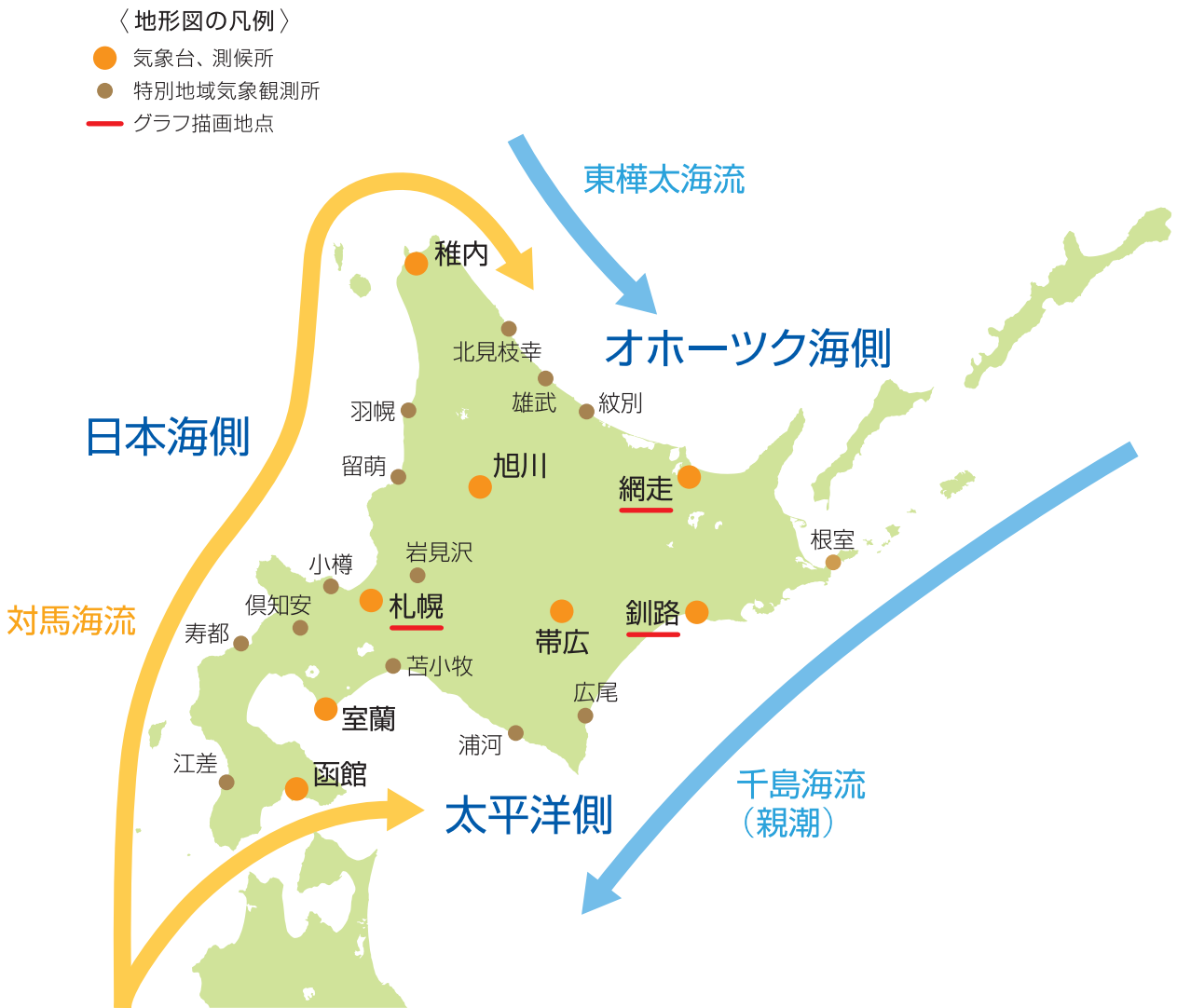
この地帯では、稲作や施設園芸、畑作、果樹などの集約的な農業が行われています。



(3) 北海道の天候の概況〔どこで?〕

北海道は太平洋、日本海、オホーツク海の特徴の異なる三つの海に囲まれていることや、大雪山系や日高山脈などの地形により、地域によって大きく異なる気候特性を持っています。

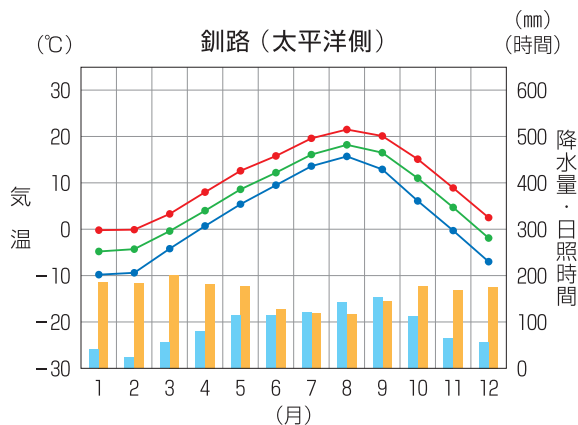
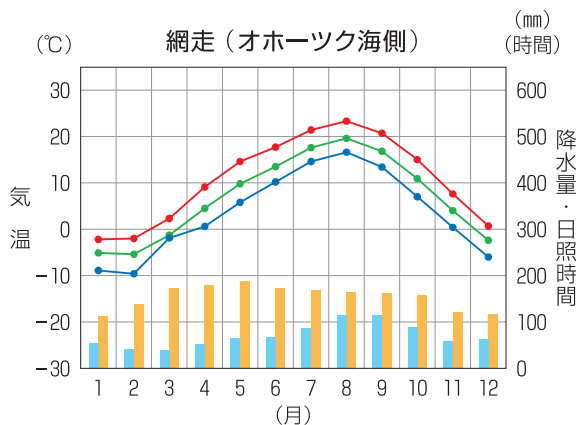
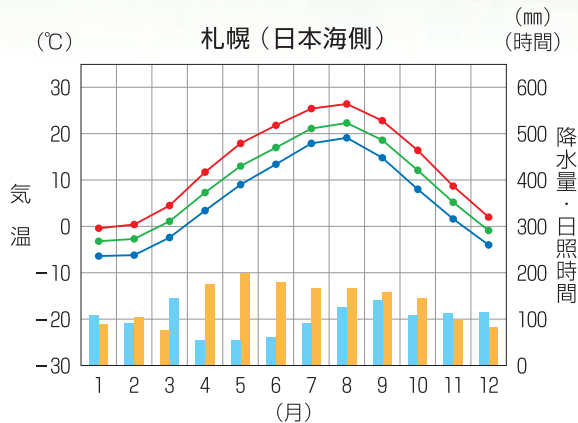
北極や大陸からの寒気の影響を強く受ける冬には、日本海側で曇りや雪の日が多く、太平洋側では晴れの日が多くなります。オホーツク海側はその中間的な特徴を持っています。夏には本州と同様に太平洋高気圧に覆われる時期もありますが、太平洋側の海岸部では霧の日が多いのも特徴です。



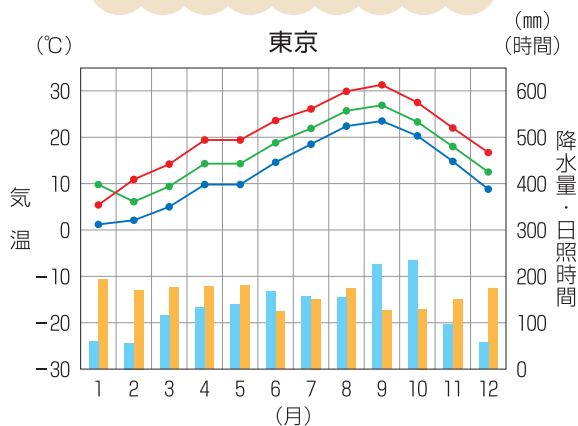
■ 日本海側 ■ オホーツク海側 ■ 太平洋側

〈札幌・網走・釧路・東京・大阪の凡例〉

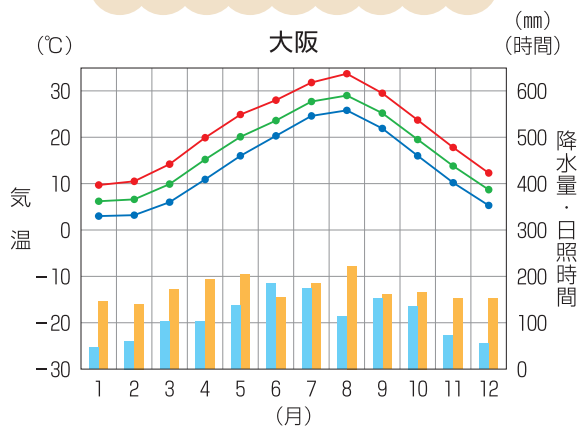
- 最高気温
- 平均気温
- 最低気温
- 降水量
- 日照時間



東京と比べてみましょう！



大阪と比べてみましょう！



各図は1991~2020年の30年間での平年値

北海道内の各気象観測地点の気象グラフは、札幌管区気象台ホームページの「北海道地方の天候の特徴」から検索できます。

気候は生活する上でも重要なので、就農したい地域の気候を事前におきましょう。

出典：札幌管区気象台ホームページ、東京管区気象台ホームページ、大阪管区気象台ホームページ

2 就農までのステップ

農業を始めたい人は、何をどうしたら良いか分からない人から、豊富な農業経験や考えを持った人まで、十人十色です。従って、就農するまでのステップは人によってスタート地点が変わります。ご自身のスタート地点から次のステップへ進みましょう。

ステップ	就農相談		農業体験	就農
窓口	北海道農業公社 ← 連携 →		地域担い手育成センター	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業を始めるイメージを描くための情報提供（どんな形で、どんな農業を、どこでやるか。資金や支援制度などは？） ■ 農業体験などの紹介（各市町村の特色や作目、体験期間、条件など提供） ■ 希望市町村や作物が決まっていれば、該当情報の提供や紹介 ■ 農業法人や酪農ヘルパーの紹介（無料職業紹介所） ■ その他農業に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村等の具体的な農業情勢や生活環境 ■ 市町村等の具体的な農業体験の内容や条件 ■ 市町村等の具体的な新規就農希望者のサポート体制や支援制度 ● 市町村の受入条件に適合しているか確認が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農村生活や農作業などを体験し、農業に適しているか見極め ■ 地域の生活環境を確認 ■ 農業を始める覚悟が決まれば、独立就農か雇用就農を選択 ■ 独立就農の場合は、地域担い手育成センターと相談し、合意すれば就農研修開始に向けた打合せ ■ 雇用就農の場合は、求人している農業法人等へ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業技術を能力を身に研修や雇用 ■ 地域農家やコミュニケ ■ 園芸の例 修ハウスな ■ 酪農の例 法人従業員、修牧場など ■ 経営継承のに書面で譲
ポイント	イメージを描き農業を始める判断をする期間			意欲・情
	家族と情報を共有し、一緒に相談や体験することが大切			生産技術・
	会社（今の仕事）を辞める判断は、農業を始める決断をした後で			100%就農を

キーワード検索	● 相談したいときは？ ⇒ P43～49	● 農業体験ってなに？	● 技術の習得	
	● どんな形で農業を始めるか？	● 独立就農 ⇒ P 8～9	● 意義と心得 ⇒ P 14	● 野菜の例
		● 雇用就農 ⇒ P 8～11	● 一日の作業 ⇒ P 15	● 酪農の例
	● どんな農業を始めるか？	● 農業の特色 ⇒ P 1	● 年間の作業 ⇒ P16～17	● 経営継承
		● 作物の収益性 ⇒ P 12	● 農業体験の申し込みは？	● 研修中の助
		● 営農タイプ ⇒ P 13	● 市町村 ⇒ P18	● 資金
● どこで農業を始めるか？	● 地域の特徴 ⇒ P 2～3	● インターンシップ ⇒ P18	● 市町村等	
	● 地域の気候 ⇒ P 4～5	● 酪農ヘルパー ⇒ P19	● 当公社	
		● 1日農業バイト ⇒ P19		

研修	就農準備		営農開始
	(市町村等)		
<p>習得し経営者着けるための関係機関との一シオン (農家研修、研 ど) (酪農ヘルパー、農家研修、研 場合は研修前渡方法等を合意</p>	<p>■ 就農が確実となった段階で青年等就農計画を作成し市町村に申請 ⇒ 認定新規就農者へ</p> <p>■ 営農基盤(住宅、農地、施設機械、家畜、資材等)の確保</p> <p>■ 資金の確保</p> <p>■ 事業・制度の利用</p> <p>■ 経営継承の場合は資産等の譲渡準備</p>	<p>■ 生産計画と実績チェック</p> <p>■ 作業計画、実践、記録</p> <p>■ 家族の役割分担、決め事</p> <p>■ パート確保と作業依頼</p> <p>■ 技術と経営情報の入手</p> <p>■ 農業簿記の記帳</p> <p>■ 各種組織への加入</p> <p>■ 農村社会への参加</p>	
熱・調和	段取り 8 部、成功の秘訣	ゴールでなくスタート	
経営者能力	念入りに家族で計画	夢を叶えるのはこれから	
保証しない	サポートチームと密に連携	家族や地域と親密に	



は？	● 施設機械は？ ⇒ P25	● 資金は？ ⇒ P31～32
⇒ P20	● 農地の確保は？ ⇒ P26～28	● 経理は？ ⇒ P33
⇒ P21	● 酪農の事業は？ ⇒ P29	● 年金は？ ⇒ P34
⇒ P39	● 就農計画は？ ⇒ P30	● 保険制度は？ ⇒ P35
成は？	● 経営開始資金は？ ⇒ P31	● 農村の生活は？ ⇒ P36～37
⇒ P22～23		● 出荷先は？ ⇒ P38
⇒ P24		
⇒ P24		

農業を始める人に期待されること

- 農作物の生産(量と質)
- 地域農業(特産品)の振興
- 地域住民との調和
- 地域活動(農事組合、共同作業、青年部、消防団、イベント行事、冠婚葬祭など)への参加協力
- 新規参入者の経験を活かした地域の活性化
- 将来のリーダー

農業を始める人が成功するポイント

- 素直(人の意見を聴くこと)
- 真面目(サボらないでやること)
- 行動(口ではなく体が動くこと)
- 実践(頭でっかちでないこと)
- 協調(自分勝手でないこと)
- 礼儀(挨拶や配慮ができること)

参考資料

● 経営継承は？ ⇒ P39
● 新規参入者の状況は？ ⇒ P40
● 自己資金は？ ⇒ P41
● 農地の価格は？ ⇒ P41
● 法人の参入は？ ⇒ P42
● 支援組織は？ ⇒ P44～46
● 就農相談は？ ⇒ P47～49
● 交通網は？ ⇒ P50～53
● 市町村・農協はどこ？ ⇒ P54～57

ヨ 3. どんな農業を始めるか？

(1) 農業を始める方法

ア. 農業を始める方法は二つ

①独立就農 → 農業経営者となって始める ～ 個人事業主

- 知識や技術の習得、経営基盤（農地、施設、機械）の確保、資金の調達などが必要

②雇用就農 → 農業法人などに就職して始める ～ 農業サラリーマン

- 初心者でも農業法人に採用されれば、その日から従業員として農業を始めることが可能

イ. 作物の違いによる独立就農の特徴

①労働集約型作物（トマト、イチゴ、メロン、花など）→ 小さな面積でできる農業

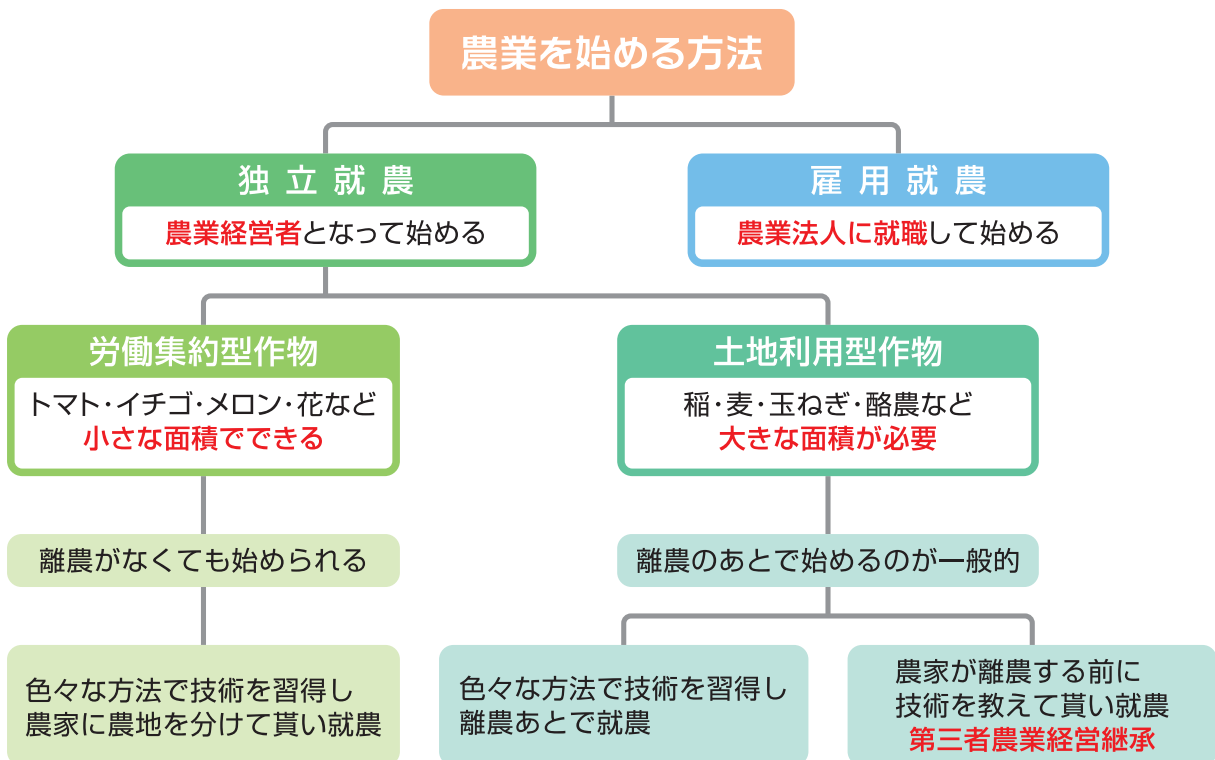
- 小さな面積に労働を集約し、ハウスなどで手作業により高収益作物を栽培
- 単位面積当たりの収益性が高いため、小さな面積でも農業所得を確保
- 農地や施設機械の投資が小さいため、都市近郊で始めることも可能
- 農地は、既存農家からの分譲でも確保できるため、計画的な就農が可能

②土地利用型作物（稲、麦、玉ねぎ、酪農など）→ 大きな面積が必要な農業

- 大きな面積を機械化によって管理し、あまり人手のかからない作物を栽培
- 単位面積当たりの収益性は低いが、大きな面積により農業所得を確保
- 農地や施設機械の投資が大きくなるため、農地価格の低い地域で始めるのが一般的
- 大きな農地や施設が必要なため、離農あとで始めるのが一般的

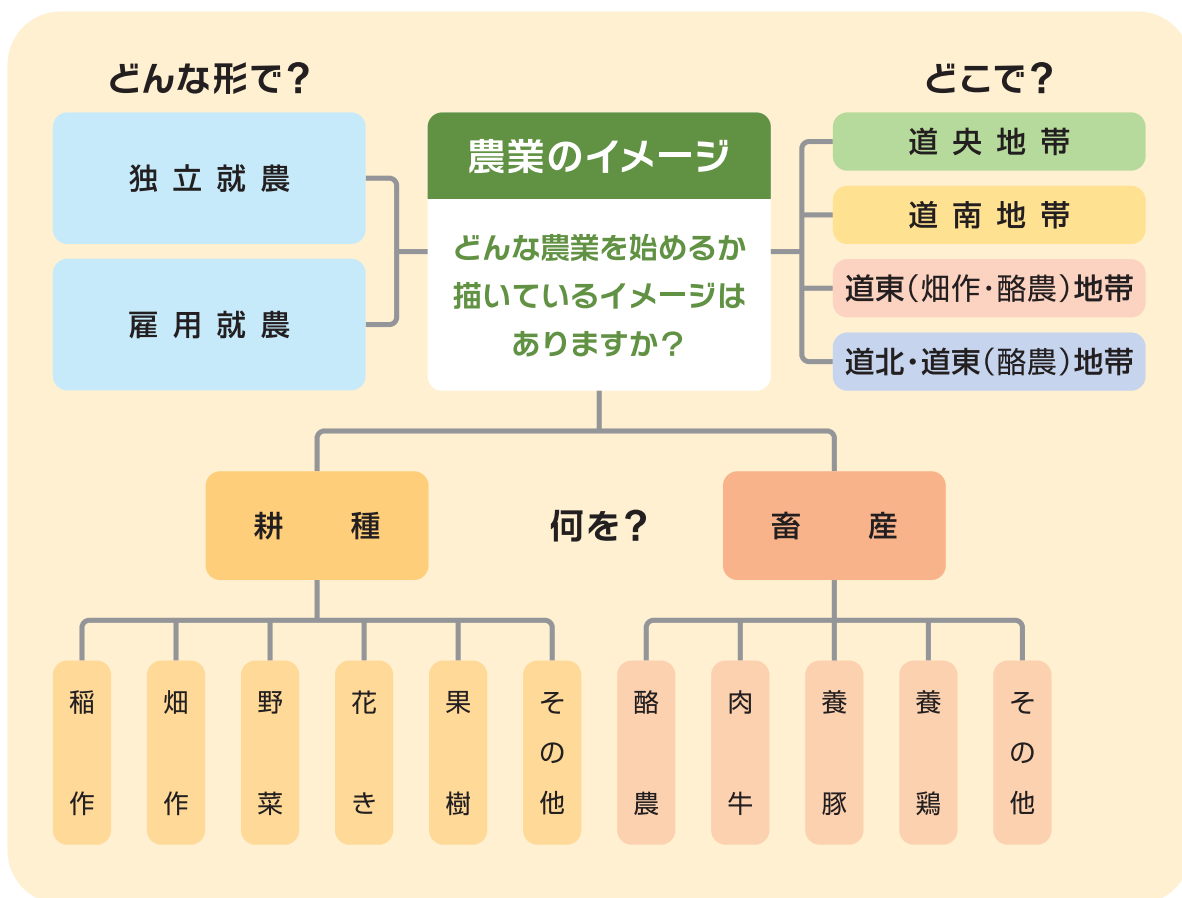
ウ. 第三者農業経営継承とは（P39参照）

- 離農予定農家から技術を教えて貰い、離農と同時に資産を譲り受け就農する方法
- 就農する農場で培った技術を学べる利点がある一方で、人間関係の難しさもある
- 大きな農地や施設機械を必要とする土地利用型作物での事例が多い



(2) 始めたい農業のイメージを作しましょう！

どんな形で、何をどこで始めたいのか、就農相談や情報収集を踏まえて、家族で検討することが大切です。



人によって向き不向きもあるようです。

独立就農の場合

成功する人	失敗する人
<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニケーション力のある人 ● 人の話を聞くことができる人 ● 仲間に助けを求めることができる人 ● ビジョンがあり、現状を認識する問題意識を持ち、自ら積極的に行動できる人 ● 決断力のある人 ● 目標達成のための計画を立てられる人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受け身な人、ビジョンや目標のない人 ● 人の話を聞かない、聞けない人 ● 自ら考えないで、人任せ、何かあったら人のせいにする人、他人のお膳立てをあてにする人 ● 現状が理解できない人、問題意識がない人 ● 生産技術を習得する対応力や吸収力がない人

雇用就農の場合

成功する人	失敗する人
<ul style="list-style-type: none"> ● 農業に対する情熱、意欲のある人 ● 状況に応じた挨拶ができる人 ● 疑問に思ったらすぐに聞くことができる人 ● 好奇心、探究心、向上心のある人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 周囲の人との付き合いが悪い人 ● 基本的な挨拶ができない人 ● 疑問に思ってもその場で聞かない人 ● 現状に甘んじている人

(3) 雇用就農の流れ〔どんな形で?〕

当ガイドブックは独立就農を中心に構成されていますので、ここで雇用就農について触れておきます。

ア. 雇用就農とは

農業法人などに就職して農業を始めることを「雇用就農」と呼んでいます。

雇用就農は、農業法人に採用されれば、その日から従業員として農業を始めることができます。

収入は法人から支払われる給料です。いわば、農業サラリーマンです。

イ. まずは農業体験を

農業法人で農業体験できる場として「農業インターンシップ (P18)」があります。自らの農業適性を確認し、知見を深めましょう。ライフスタイルに合わせて2日から6週間の範囲で体験することができます。

農作業だけでも体験したい場合は、「1日農業バイト (P19)」がお勧めです。

ウ. 就職活動の注意点

農業法人への就職は、法人が求める条件（普通自動車免許はほぼ必須）などをクリアし、採用されることが必要です。農業法人関係の求人情報サイトや企業説明会などで情報収集しましょう。

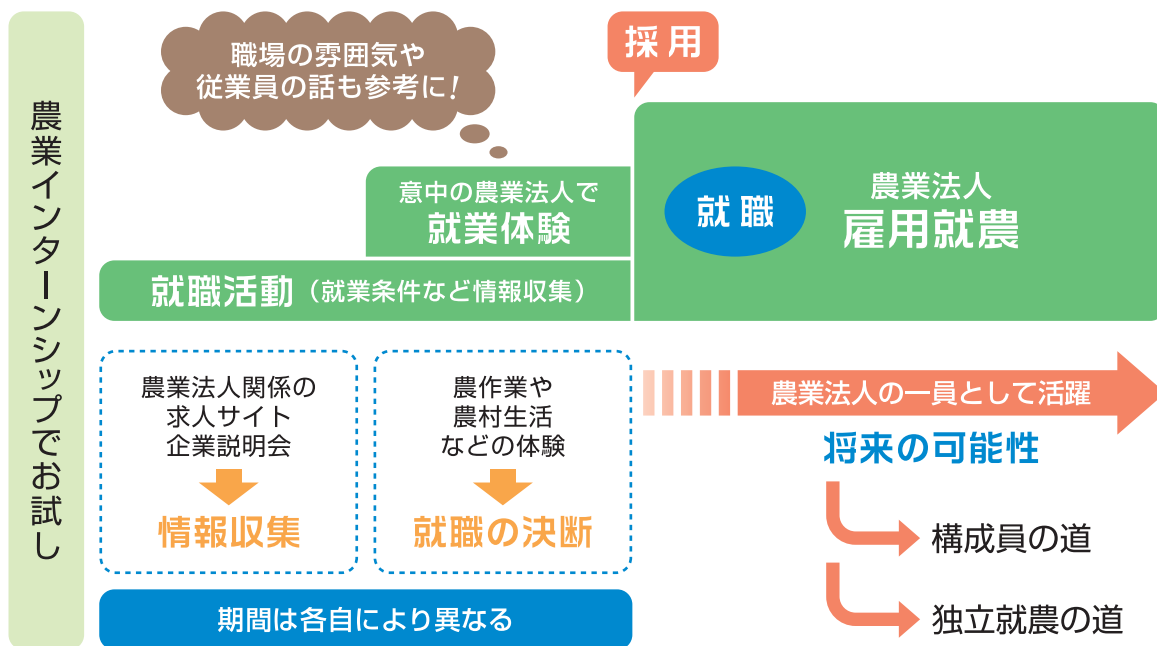
作目によっては冬期間従事できない期間があり、季節雇用となる場合もあります。仕事は農作業ばかりでなく、加工や販売など農業法人によって異なります。従って、就業条件などをよく確認することが大切です。

意中の農業法人と出会うことができれば、農場を訪れて就業体験することをお勧めします。その際は、職場の雰囲気や同僚となる従業員のお話を聴き、生活環境なども確認しましょう。

エ. 晴れて農業法人の一員

採用が決まったら、農業法人の一員として活躍できるようにスキルアップしましょう。

将来の可能性として、構成員の道や独立就農の道があります。



雇用就農（農業法人への就職）の流れ

(4) 雇用就農の求人情報

ア. 北海道農業担い手育成センターの求人情報

北海道農業担い手育成センターでは、無料職業紹介事業を運営し、求人募集希望の農業法人の情報を取りまとめています。

求人情報は、当センターのホームページでも紹介しています。検索方法としては、次の手順を進めると良いでしょう。

- ①正社員かパートで絞り込む
- ②個々の希望の優先順位で絞り込む
例えば次の様な項目
 - やりたい作目
 - 住みたい場所
 - 仕事内容・メッセージが希望に合っているか
 - 給与、賞与、昇給、手当、退職金など金銭関係
 - 休日、労働時間、休憩時間、残業など時間関係
 - 社会保障・住居施設など福利厚生
 - 障害者受入・独立支援・個々の事情
- ③意中の求人が見つければ、直接求人先に連絡
- ④就業体験して、職場環境や生活環境を確認

*掲載情報は随時更新されていますので、ご確認ください。

イ. ハローワークの求人情報（ハローワークインターネットサービス）

- ①下のQRコードを読み取り、右記の画面に記入例を参考にを入力し希望する求人を絞り込む



- ②該当する農業法人等の一覧が表示されるので、詳しく見たい場合は、求人票や詳細を選択し内容を確認
- ③意中の求人が見つければ、ハローワークに連絡（オンライン自主応募可と表示された求人はオンラインでの応募が可能）

スマートフォン画面の例

基本検索条件

求人区分 **必須**

一般求人 [フルタイム パート]

新卒・既卒求人 専従求人

就業場所 **任意**

都道府県 市区町村

都道府県 市区町村

都道府県 市区町村

希望する職種 **任意**

検索条件をクリア

正社員希望の場合はフルタイムに

都道府県単位の市町村を5か所まで選択可能、3反復15か所の選択可

「職業を選択」から「農業・林業・漁業」を選び、「稲作・畑作・園芸等」や「養畜・動物飼育等」にし決定

農業、林業、漁業

こだわらない

稲作、畑作、園芸等

養畜、動物飼育等

植木職、造園師

その他の農業

林業

漁業

農業・畜産・林業・水産技術者

農学・林学・水産学研究者

最後に検索をクリック

(5) 作物の収益性〔何を?〕

作目・品目別の経営収支の目安（10a当り）

作目		収量(kg)	単価(円/kg)	生産額(円)	変動費(円)	貢献利益(円)	労働時間(H)
水 稲 ・ 畑 作	米(成苗ポット)20ha規模	570	226.9	133,725	39,833	93,892	8.0
	秋まき小麦(50ha規模)	600	138.3	82,980	43,992	38,988	1.4
	大豆	260	283.2	73,632	23,067	50,565	5.4
	小豆	250	370.4	92,600	24,807	67,793	5.0
	てんさい(移植)	6,500	16.4	106,600	56,029	50,571	10.4
	ばれいしょ(生食用)	2,700	56.2	154,410	93,743	60,668	11.4
	そば(水田転作35ha規模)	80	533.3	42,664	16,819	25,845	1.3
野	トマト(ハウス夏秋どり)	10,000	397.0	3,970,000	1,308,330	2,661,670	796.9
	ミニトマト(ハウス夏秋どり)	6,500	726.0	4,719,000	1,107,918	3,611,082	998.1
	きゅうり(半促成長期どり)	16,000	287.0	4,592,000	1,441,878	3,150,122	1,258.6
	ピーマン(ハウス長期どり)	8,000	428.0	3,424,000	673,090	2,750,910	933.0
	いちご(ハウス半促成 土耕)	2,000	1,226.4	2,452,800	785,691	1,667,109	1,013.3
	にら(ハウス半促成 収穫1年目)	3,000	751.4	2,254,200	672,329	1,581,871	693.2
	メロン(ハウス半促成)	2,600	545.0	1,417,000	491,213	925,787	372.1
	ほうれんそう(早春まきハウス)	1,200	619.0	742,800	157,363	585,437	210.3
	アスパラガス(露地)	500	1,320.0	660,000	87,215	572,785	149.6
	ねぎ(春まき・夏秋どり)	3,500	349.0	1,221,500	245,213	976,287	205.8
菜	かぼちゃ(露地・セル育苗)	1,500	156.0	234,000	138,084	95,916	48.2
	スイートコーン(トンネル早熟・直播)	1,200	317.0	380,400	87,846	292,554	63.4
	たまねぎ(春まき普通は種)	5,500	93.0	511,500	239,024	272,476	37.3
	キャベツ(晩春まき8月どり)	6,000	79.0	474,000	147,174	326,826	63.5
	ブロッコリー(初夏まき9月どり)	1,000	454.0	454,000	262,840	191,160	43.4
	だいこん(春まき)	4,500	94.0	423,000	242,434	180,566	25.1
	にんじん(春まき)	3,000	116.0	348,000	182,128	165,872	16.1
	スターチスシヌアータ(無加温7~10月切り)	67,000本	49.3/本	3,303,100	1,369,587	1,933,513	1,210.5
花 き	トルコギキョウ(無加温9月切り)	16,850本	188.0/本	3,167,800	1,203,991	1,963,809	1,126.9
	デルフィニウム	54,000本	143.0/本	7,722,000	2,735,227	4,986,773	1,092.5
	ゆり(オリエンタル系 9月切り)	10,200本	185.0/本	1,887,000	933,427	953,573	486.4
	ひまわり	47,000本	74.4/本	3,496,800	699,318	2,797,482	403.4
	果 樹	りんご(わい化栽培)	2,400	275.0	660,000	147,285	512,715
ぶどう(露地栽培・生食)		1,200	275.0	330,000	75,365	254,635	119.9
おうとう(雨よけ施設栽培)		600	1,600.0	960,000	206,378	753,622	214.8
ブルーベリー		600	1,300.0	780,000	133,744	646,256	245.1

出典：北海道農業生産技術体系第6版（北海道農政部編）

注1：生産額には副産物収入も含む

注2：変動費の内訳は、肥料費、種苗費、農薬費、諸材料費、動力燃料費、賃料料金

注3：貢献利益は生産額から変動費を引いた値で、固定費（減価償却費など）は引かれていない

(6) 営農タイプ〔何を?〕

	作目・規模 (面積・頭数)		機械施設設備等			販売額 (千円)	所得額 (千円)	労働時間 (h)
施設野菜 (トマト)	耕地面積	1.2ha	育苗ハウス	7.5m×66m	1棟	販売額 14,960	所得額 4,200	自家労働時間 3,640
	トマト	40a	栽培ハウス	7.5m×66m	7棟			
			農舎		1棟			
	計	40a	トラクター	50ps	1台	単位生産量	経営費	雇用労働時間
			フロントローダー		1台	1,100kg/a	10,760	230
			ロータリー		1台	単価	雑収入	
	栽培ハウス面積	40a	温風暖房機	80,000kcal	5台	340円/kg	0	
			温水ボイラー	33,000kcal	1台			
			動力噴霧機		1台			
			管理機(畦立機)		1台			
	労働力	2人	軽トラック		1台			
						※初期投資額は概ね3,000万円必要です。 但し、機械等の新品・中古、補助事業の活用により 数字は変動します。		
施設野菜 (ミニトマト)	耕地面積	1.2ha	育苗ハウス	7.5m×50.4m	3棟	販売額 25,875	所得額 5,946	自家労働時間 3,600
	ミニトマト(促成)	50a	栽培ハウス	6.5m×50.4m	15棟			
	ミニトマト(抑制)	50a	農舎		1棟			
	計	100a	トラクター	30ps	1台	単位生産量	経営費	雇用労働時間
			ロータリー		1台	750kg/a	19,929	5,000
			マニユアスプレッター		1台	単価	雑収入	
	栽培ハウス面積	50a	温風暖房機	100,000kcal	5台	690円/kg	0	
			温水ボイラー	31,000kcal	1台			
			動力噴霧機		1台			
			管理機(畦立機)		1台			
	労働力	自家2人 雇用5人	軽トラック		1台			

出典：北海道内市町村の事例より

	作目・規模 (面積・頭数)		機械施設設備等		販売額 (千円)	所得額 (千円)	労働時間 (h)
酪農	耕地面積	40.2ha	畜舎	649㎡	販売額	5,984	自家労働時間 4,634 男：3,123 女：1,511
	畜産用地	9.6ha	倉庫	397㎡	38,142		
	計	49.8ha	乾草庫	91㎡	生乳販売		
			サイロ	1基	34,192		
	搾乳牛	41.1頭	搾乳機器	1式	仔牛販売		
	育成牛	24.3頭	トラクター	3.6台	2,555		
	計	65.4頭	貨物自動車	1.6台	堆肥販売		雇用労働時間
			牧草収穫機	1式	1,260		410
			糞尿処理機	1式			
		搾乳牛1頭当たり					
	乳脂肪分3.5%換算乳量	9,145kg					
	乳脂肪分3.5%換算乳価	91.0円					
	搾乳牛1頭当たり生乳価額	831,930円					
	出荷乳量	322.4t					
	労働力	2.4人 (男1.4、女1.0)	*乳飼比	37.7%		*減価償却費 6,473	

出典：農林水産省畜産物生産費統計2023年度生乳生産費（北海道における30～50頭未満の経営体46戸）

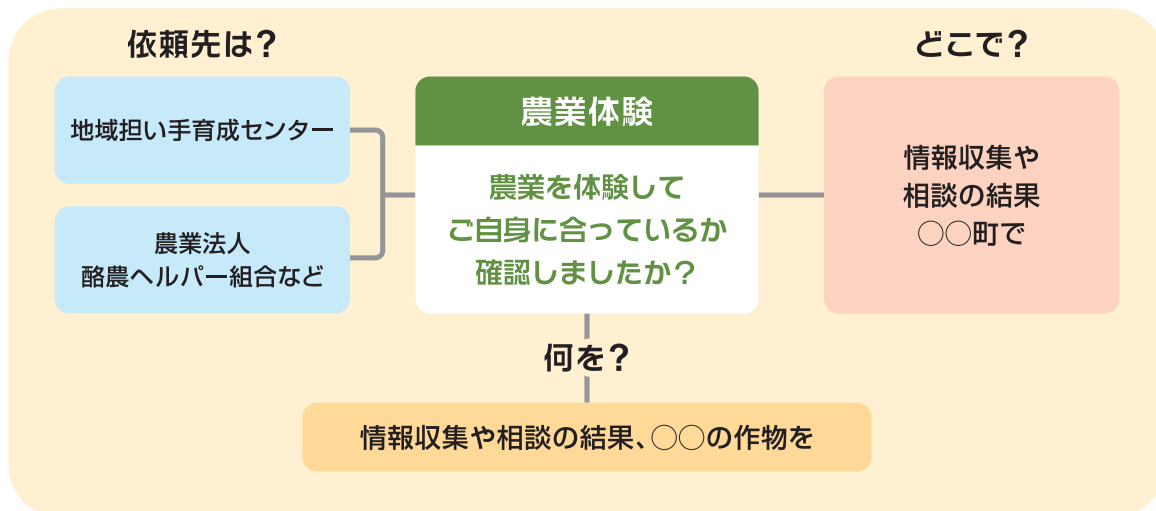
注1：ここで言う乳価は酪農家の手取り乳価です（メーカー支払乳価＋各種補助金－経費（集乳、検査、販売等））

注2：乳飼比とは、乳代に対する購入飼料費の割合です（乳飼比＝購入飼料費／乳代×100）

注3：減価償却費とは、固定資産の購入費用を耐用年数に応じて分割して計上する費用です

4 農業体験ってなに？

農業のイメージが出来たら、イメージした農業を体で感じてもらうため、農業体験することが大切です。体験場所は、受入条件を確認し、次のステップなどを考えて選定しましょう。



(1) 農業体験の意義

受入農家（受入機関）で実際の農作業を体験します。全く農業経験のない方は、農業体験した上で農業を始める決断をすることが大切です。生業として作物を栽培し、家畜を育てることの適性（そのこと自体に興味があり何より好きであること）を身体で確かめ判断してください。

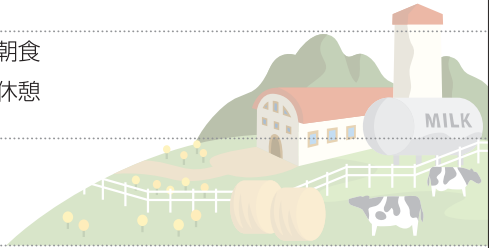
また、農作業ばかりでなく受入農家（受入機関）と接することで農業の喜びや厳しさ、農家の生活、新規就農希望者のサポート内容、市町村の歴史や開拓史なども知ることができます。体験が終わったら、その市町村のショッピング街や役場、学校、病院など生活環境も見ておきましょう。

(2) 農業体験の心得

- ①体験の実施に当たっては、受入農家（受入機関）の指示に従ってください。
（約束時間、作業や休憩時間、作業内容、服装、喫煙場所、体験期間中の生活など）
- ②体験中わからないことは、受入農家（受入機関）に積極的に聞いてください。
（休憩時間などを利用して、農業経営や栽培技術、農家生活など）
- ③農作業はとにかく一生懸命に、気持ちいい汗を流してください。
（日頃使わない筋肉を使うので筋肉痛になりますが、数日で慣れます。）
- ④体験者も気をつかいますが、受入農家（受入機関）も気をつけていますので、お互いが気持ちよく過ごせるようにご協力ください。
（礼儀、朝夕の挨拶、体験態度、コミュニケーションなど）
- ⑤農作業事故がないように十分に注意してください。
（作業機や家畜には許可なく近づかないこと、十分に注意して作業することなど）
- ⑥体調不良を感じたときは、無理せず速やかに受入農家（受入機関）に伝えてください。
（花粉症、アレルギー、風邪、持病など）
- ⑦体験にあたって準備するもの
（受入農家（受入機関）が準備している場合もあるので事前に相談してください。）

(3) 一日の農作業例 こんな農作業を体験したり見ることができます。

酪農	野菜 (ミニトマト 7~9月頃)	
4:30 ●起床	4:30 ●起床	
5:00 ●牛の観察 ●放牧の場合は牛を入れる ●牛舎掃除 (残したエサ、牛床通路) ●エサやり	<p>●収穫・出荷作業</p> <p>●管理作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 温度管理 (ハウスの開閉) ● かん水 ● 追肥 ● 誘引 ● 芽かき ● 摘果 (摘房) ● 摘葉 	
6:00 ●搾乳		
7:00 ●子牛のミルクやり ●放牧の場合は牛を放す ●ミルクカー洗浄 ●牛舎掃除 (牛床や通路)		
8:00 ●朝食 ●休憩		
9:00		
10:00		
11:00		
12:00 ●昼食 ●休憩		
13:00		
14:00		
15:00 ●休憩	12:00 ●昼食	
16:00 ●牛の観察 ●放牧の場合は牛を入れる ●牛舎掃除 (残したエサ、牛床通路) ●エサやり	<p>●管理作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誘引 ● 芽かき ● 摘果 (摘房) ● 摘葉 ● 温度管理 (ハウスの開閉) <p>●収穫・出荷作業</p> <p>●防除作業 (週に1回程度)</p>	
17:00 ●搾乳		
18:00 ●子牛のミルクやり ●放牧の場合は牛を放す ●ミルクカー洗浄 ●牛舎掃除 (牛床や通路)		
19:00 ●夕食 ●見回り (分娩予定牛など)		
20:00 ●就寝		13:00
		14:00
		15:00
		16:00
		17:00
		18:00
	19:00 ●夕食	
	20:00 ●就寝	



●牛関係の作業

- 牛の観察 ● 牛のブラッシング
- エサやり ● 分娩対応(夜もあり)
- 獣医さんの診療
- 人工授精師さんの授精

●飼料関係の作業

- サイレージの取出し
- サイレージ調製(収穫時期のみ)
- 電牧柵の下草刈り(放牧農家のみ)

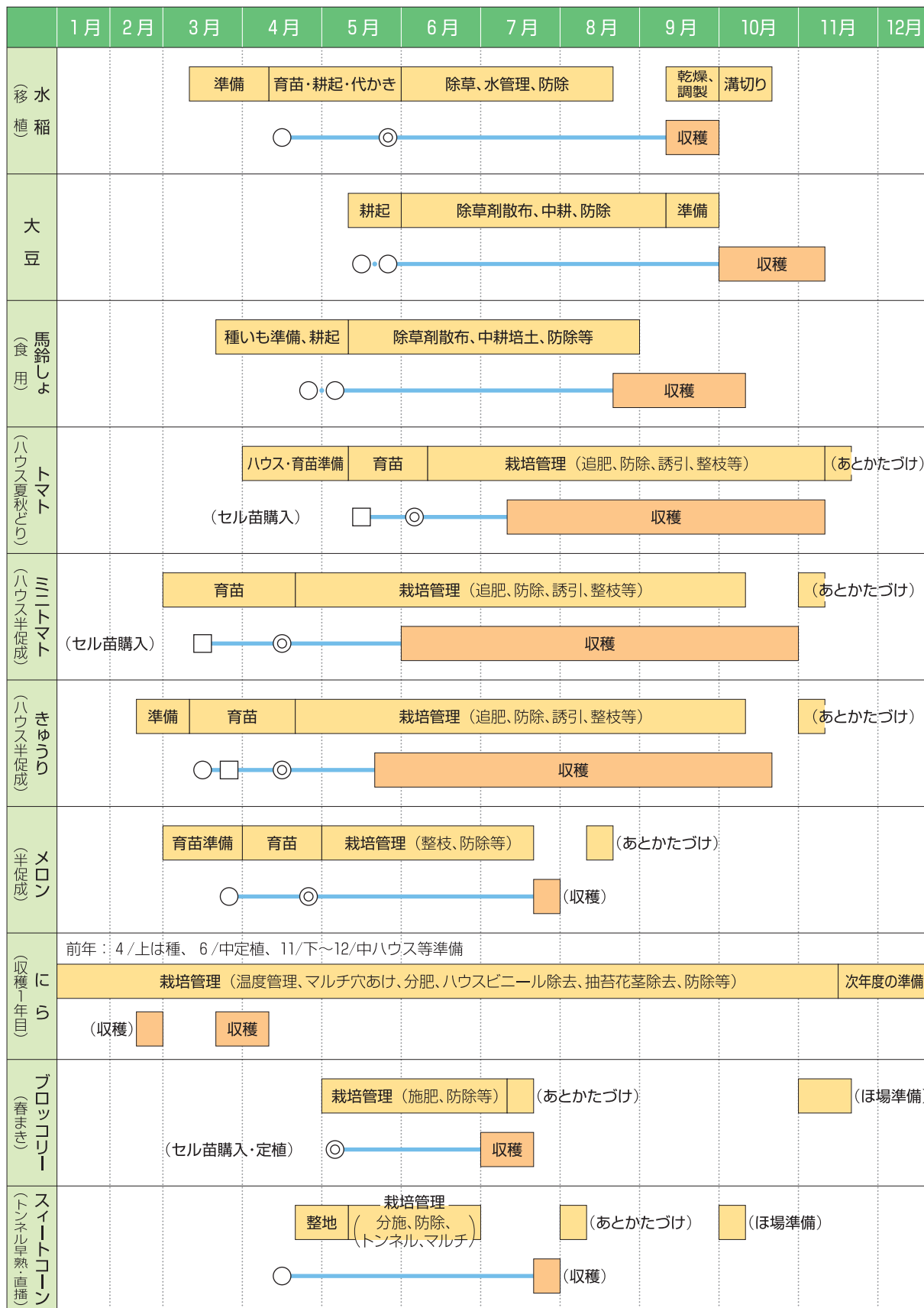
●施設関係の作業

- 施設整備など大工仕事
- 石灰塗布 ● ペンキ塗装 etc.

- 相談
- 体験
- 研修
- 就農準備
- 営農開始
- 参考資料

(4) 一年間の農作業（水稲・畑作・野菜）時期によって体験できる作業が変わります。

○ 播種 □ 鉢上げ ◎ 定植



出典：北海道農業生産技術体系 第6版 北海道農政部編

注1：掲載内容は、栽培体系の一部を紹介しました。

注2：地域や栽培方法によって違いますので、詳細は各地域の農業改良普及センターにお問合せ下さい。

(5) 一年間の農作業例（酪農） 季節や牧場によって作業内容が変わります。

月	酪 農
1	<p>* 厳寒期の北海道を知っておくことも大切です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 牛は人と同じく新鮮な空気が必要なため、冬でも牛舎内は換気しています。 ● 牛は寒さに強い動物ですが、人は防寒が必要です。吹雪の日も何があってもエサやりや搾乳をします。
2	<p>* 冬期間は各種セミナー受講や経営計画など次期に向けた準備</p>
3	<p>* 管理作業（エサやり、搾乳、牛舎清掃など）の体験は、年間を通して可能です。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ● トラクタや作業機械の点検整備 ● 牧柵の設置・補修 ● 肥料まき
5	<ul style="list-style-type: none"> ● 放牧の開始 ● 飼料用とうもろこしの種まき
6	<ul style="list-style-type: none"> ● トラクタや作業機械の点検整備 ● 一回目の牧草（一番草）収穫始め <p>一年で最も忙しい重要な時期です。 （一番草の出来次第で牛は良くもなり悪くもなります。）</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ● 肥料まき ● 暑熱対策 <p>（牛は暑さに弱く熱中症対策が必要）</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ● 牧草の種まき <p>（生産性の落ちた草地を更新）</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ● 飼料用とうもろこしの収穫始め
10	<ul style="list-style-type: none"> ● 放牧の終了 ● 堆肥散布 ● トラクタや作業機械の点検整備
11	<p>* 雪の降り始め</p> <p>* 除雪作業（プロアやショベルローダ）</p>
12	<p>* 地域の支援組織（アウトソーシング）も見ておきましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● TMRセンター（酪農家に代わって草地管理から収穫、配送を請け負う組織で、牛の給食センター） ● 哺育育成センター（酪農家に代わって哺育、育成、授精を請け負う組織で、牛の全寮制学校） ● 経営規模と労働力のバランスを考えて、支援組織の利用を計画しましょう。



牧草の収穫作業

酪農家キーニィの牛飼い哲学

私たちは あなたの乳牛です
 私たちは あなたのくださるものを 食べ
 あなたのくださるものを 飲み
 あなたの住ませてくださるところに 住みます
 よい牛にもなれば 悪い牛にもなります
 丈夫にもなれば 弱くもなります
 快適に暮らすこともできれば 不愉快にもなります
 このように 私たちの運命は酪農家まかせなのです

5 農業体験の申し込みは？

(1) 地域担い手育成センター

道内市町村で農業体験したい場合は、地域担い手育成センター（詳しくはP47～49）もしくは農協などが窓口となっています。

体験の内容や受け入れ条件などは、北海道農業担い手育成センターのホームページで紹介しています。

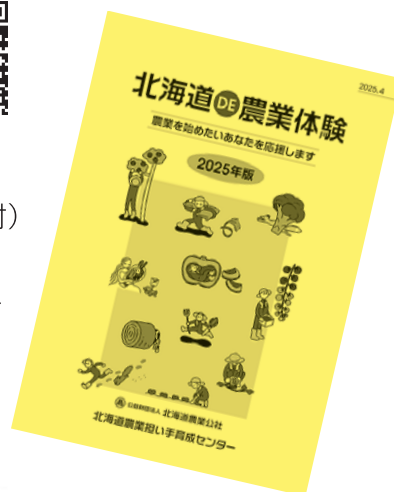
<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>



また、「北海道DE農業体験」の冊子でも確認できます。

申し込み方法については、各地域担い手育成センター（市町村）にお問い合わせください。

市町村などが独自に農業体験ツアーや農業体験会などの催しを行っています。開催内容や応募方法は、北海道農業担い手育成センターのホームページ（お知らせコーナー）で紹介していますのでご覧ください。



(2) 北海道 農業 Internship



北海道では、農業に関心がある方や農業法人等への就職希望者を対象に、2泊3日程度で農作業体験や経営者、従業員との交流会、地域紹介などの「農業インターンシップ」を実施しています。

詳細は北海道農村・求職者良質雇用マッチングアシスト運営事務局にお問合せ下さい。

TEL 011-769-9739

(3) 酪農ヘルパー

北海道酪農ヘルパー事業推進協議会
のホームページでは、北海道内の酪農ヘルパー利用組合の「インターンシップ」「採用情報」「利用組織情報」を見ることができます。体験したい場合は、直接希望の酪農ヘルパー組合へお問合せください。

<https://hokkaidorakunouhelper.com/>



(4) 1日農業バイト daywork

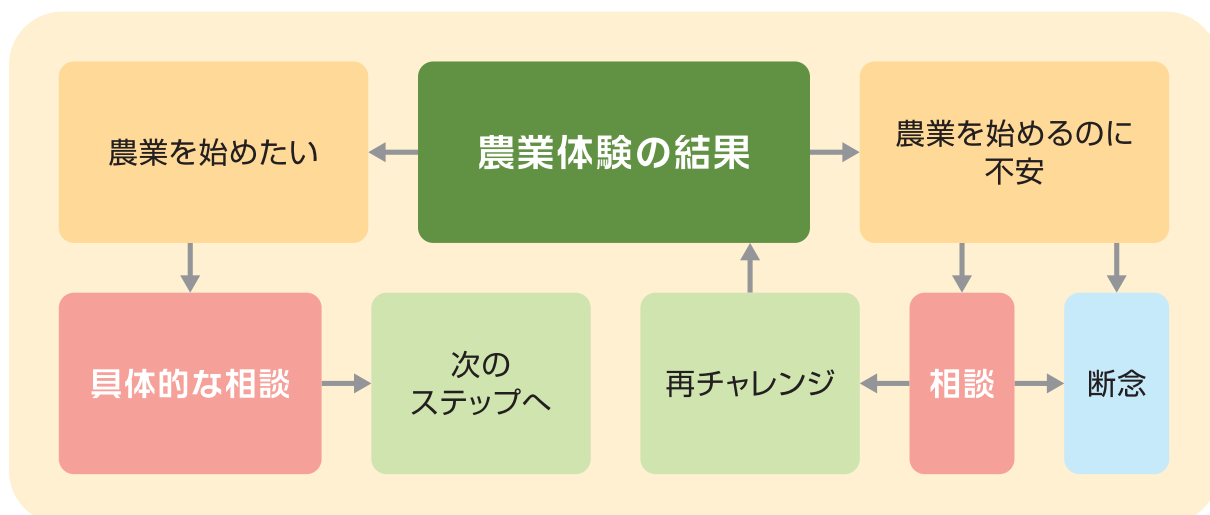
「1日農業バイト デイワーク daywork」は、スマートフォンのアプリ上で、全国の農家さんが募集している仕事(農作業)を選んでマッチングするサービスです。1日単位で働くことができますので、農業体験の一手段として活用できます。

<https://day.work/>



■ 農業体験の結果を踏まえじっくり考えましょう！

体験の結果、その場所で就農したい場合は、受入先の意向次第で具体的な相談が始まります。まだ悩まれている場合は、北海道農業担い手育成センターの就農コーディネーターへご相談ください。何回でもご相談に応じます。



6 農業技術等の習得方法は？

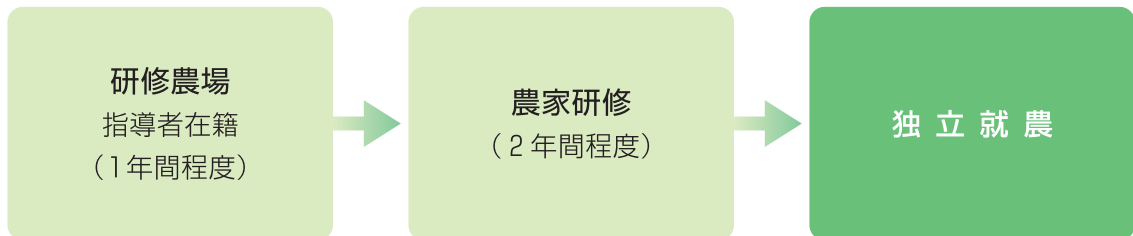
農業経営を開始するための、就農する地域で研修を行うことが必要となります。このために最も大切なのは、地域担い手育成センターに相談した上で、新規就農希望者として受け入れてもらうことです。

(1) 野菜の例

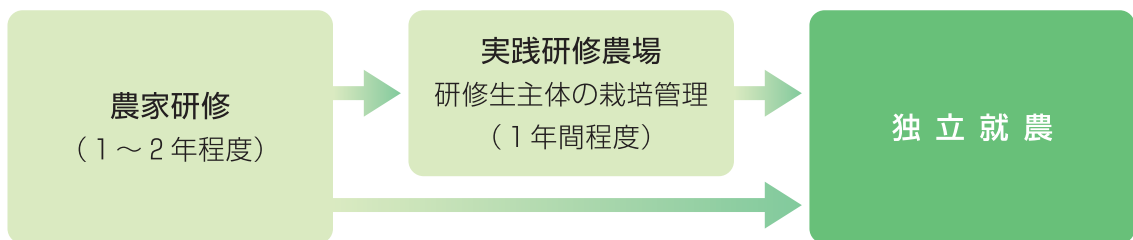
技術・経営を安定させるために地域の実情に合わせて品目を選定することが望ましいです。単品目（トマト、ミニトマト等）では、2年間程度で栽培技術を習得し、就農することが可能ですが、栽培する品目数（施設野菜＋露地野菜等）が増えると、技術習得には年数が必要です。

■野菜での新規就農(雇用就農)まで技術習得フローチャート

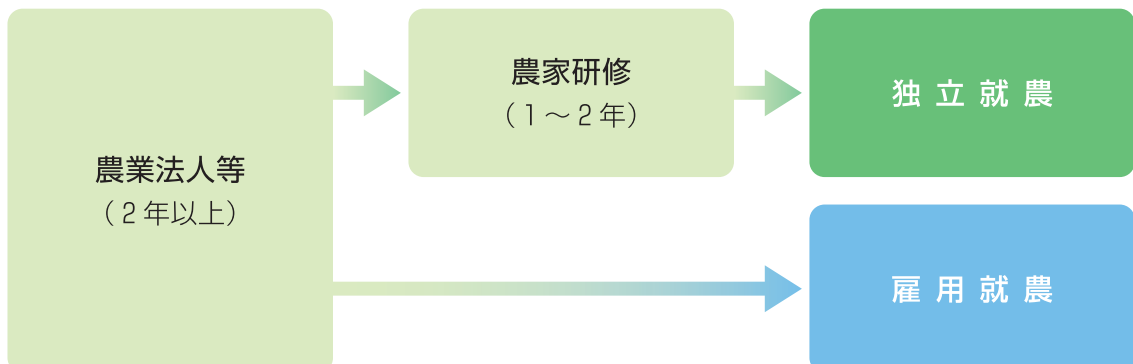
ア. 研修農場（指導者が在籍）で基本的な野菜栽培技術を学ぶ。農家研修で実践的な栽培技術を習得し、就農後も研修受入農家の技術指導を受ける。



イ. 農家研修で農作業手順を習得。単品ブランド野菜産地では、研修生主体の実践研修農場で模擬経営を行うことにより、確実に技術習得ができて就農1年目から安定収量の確保が可能。



ウ. 年齢が若く単身の就農希望者は、まず農業法人等で栽培技術を習得。その後法人従業員として雇用就農するか、パートナーと共に独立自営就農を目指す。



(2) 酪農の例

酪農経営を開始するためには、乳牛を健康に飼うための技術を習得し、経営者能力を養うことが必要です。そのための方法として、大きく次の4つがあります。

酪農ヘルパー

休みを取る酪農家に代わって搾乳やエサやりなどの仕事を行うことによって技術習得

- 地域全体の酪農家と親しくなれる
- 就農後も頼れる酪農家と関係を保てる
- 放牧利用やTMR利用など異なる農場の経験ができる
- 疾病の少ない農場の管理方法が学べる
- 様々な農場経験から就農時の経営スタイルや施設改善などを判断する参考になる
- ▼ 牛の成長や疾病などの経過を継続的に観察できない
- ▼ 草地管理の習得が難しい

農家研修

指導農業士など先進的農家の研修によって技術習得

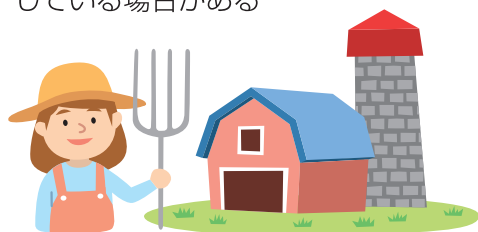
- 酪農家の家族と親密になれる
- 家族による農場経営を学べる
- 地域農家との共同作業などを学べる
- 草地管理から乳牛管理まで一連の作業を経験できる
- ▼ 多様な農場の作業や経営スタイルを体験することができない



法人従業員

法人で働きながら技術習得、そのまま構成員を目指すもよし

- 大規模経営の経営管理方法を学べる
- 働く人の作業分担や連携などの流れを学べる
- 多くの分娩や牛の状態を経験できる
- 多頭飼育の経験ができる
- ▼ 哺育担当や搾乳担当など作業が専門化している場合がある



研修牧場

新規就農するための研修を目的とした牧場で技術習得 (道内6町に7か所)

- 研修プログラムに沿って体系的に酪農経営を学べる
- 研修期間が設定され、就農に向けた具体的な相談ができる
- 自らが責任をもって飼養管理や草地管理を実践できる
- 研修場所での新規就農が前提で研修することができる
- 研修牧場は標茶町、浜中町、別海町、興部町、八雲町、新得町にある

7 研修中の助成は？

(1) 就農準備資金

北海道が認めた研修機関（先進農家・先進農業法人含む）で研修を受ける就農希望者に最長2年間、月13.75万円（年間最大165万円）を交付します

- 対象者：就農予定時に49歳以下の研修生
- 支援額：13.75万円/月（165万円/年） 最長2年間



交付要件 すべて満たす必要があります

1. 就農予定時の年齢が、原則49歳以下であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農または雇用就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
3. 北海道が認めた研修機関等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること
4. 常勤の雇用契約を締結していないこと
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
6. 原則として前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること
7. 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

交付対象者の特例

国内での2年の研修に加え、将来の農業経営ビジョンとの関連性が認められて、海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する

返 還

1. 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
2. 研修終了後
1年以内に原則49歳以下で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合
就農準備資金の交付を受けた研修の終了後、更に研修を続ける場合（原則4年以内に就農準備資金の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後
3. 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
4. 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、農業法人の共同経営者にならなかった場合又は独立・自営就農しなかった場合
5. 独立・自営就農者又は親元就農者で5年以内に独立・自営就農する者について、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者にならなかった場合

注意 雇用就農資金で助成を受けた場合は、原則、就農準備資金の交付を受けることが出来ません

(2) 雇用就農資金

49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を交付します

- 対象者：おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人・農業者・農業サービス事業体等）
- 支援額：最大60万円/年 最長4年間
 - 支援対象は、新規雇用就農者の増加分
 - 多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、15万円/年 加算
 - 農の雇用事業で実施していた「新法人設立支援タイプ」、「次世代経営者育成タイプ」は同様の内容で実施

交付要件

- 既に農の雇用事業の支援対象となった雇用就農者は除く
- 新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
- 過去5年間で農の雇用事業・雇用就農資金の支援対象となった雇用就農者（研修生）の定着率が1/2以上であること 等



詳しくは、一般社団法人 北海道農業会議にお問い合わせください。

☎ 011-281-6761 koyo@hca.or.jp

(3) 地域おこし協力隊（農業支援員）制度

- 制度概要：都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組み。
- 実施主体：地方公共団体
- 活動期間：概ね1年以上3年以下
- 活動経費：地域おこし協力隊取組自治体に対しての経費は、特別交付税措置



- 1 道内では約50の市町村が、地域おこし協力隊の制度を活用し、農業の担い手を募集している。
- 2 隊員の委嘱期間は、最長3年間まで延長が可能のため、多くの市町村では、研修先の農家で3年間の就農研修を経て営農開始に至る、「農業支援員制度」を実施している。
- 3 具体的な活動内容や条件・待遇は、市町村により異なるので、就農を目指す市町村の情報を収集し問い合わせる。

注意

地域おこし協力隊は、都市地域から条件不利地域に異動する制度です。従って、今お住いの市町村が、移住を希望する市町村の受入可能な地域要件に該当していることが必要です。分かりやすく言えば、都会から都会、あるいは田舎から田舎への異動は、制度の対象外になります。詳しくは、地域要件確認表でお確かめください。



(4) 市町村や農協の支援策

道内の市町村や農協では、農業研修及び新規就農に対して各種支援策を用意しています。支援内容は、「北海道DE農業を始めるサイト」でご紹介しています。
(<https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>)



(5) 北海道農業担い手育成センターの支援策

北海道農業担い手育成センターが実施している支援策です。各事業毎に対象者の要件がありますので詳しくはご相談下さい。研修先がある市町村地域担い手センターを経由して申請して下さい。

事業名		対象者要件と支援内容	対象者	手続きの流れ	
研修期間	農家研修受入体制強化事業	<p>就農研修及び体験実習を行う方に対し、傷害保険金等掛け金の一部を助成</p> <p>〈研修者〉 1年以上の研修を行う認定新規就農者への認定が見込まれる者</p> <p>〈実習者〉 1ヶ月以上1年未満の農業体験を行う者</p> <p>〈補償内容〉 JA共済連北海道本部の普通傷害共済A型の補償を満たすもの(又は同等)。</p>	研修者・実習者	申請者	市町村地域担い手センター経由
	就農研修者家賃助成事業	<p>〈研修者〉 1年以上の研修を行う認定新規就農者への認定が見込まれる者で月額家賃が1万円以上の借家等に居住する者。家賃の2分の1以内(1万円限度で3年以内)の助成</p>	<p>〔農業次世代人材投資資金〕 研修者 〔受給者を除く〕</p>		
	大型特殊免許取得支援事業	<p>〈研修者〉 農外から新たに就農を目指して先進農家等で研修を行っている認定新規就農者への認定が見込まれる者</p> <p>〈助成内容〉 認定新規就農者が就農計画に基づく研修を行うため必要とする大型特殊免許取得に係る費用の2分の1以内(5万円上限)を助成 助成は予算の範囲内</p>	研修者		



(公財)北海道農業公社 北海道農業担い手育成センター

日 農業施設・機械等の取得は？

(1) 新規に農業施設・機械の取得

施設野菜（トマト・ミニトマト等）の産地では、ビニールハウスや農業機械等を各種補助金と青年等就農資金等を活用して、新規に導入する事例が見られます。

ただし、農業施設・農業機械の取得は、経営がまだ安定していない時期の過大な投資となり、農業経営を圧迫します。経営計画や資金償還計画を立て、年に数回しか使わない農業機械については、地域の農業者からの賃借や共同利用、中古の導入を検討する必要があります。

(2) 中古の農業施設・機械の取得

中古施設の購入で多いのが、中古ビニールハウスです。就農前に知人や関係機関等を通じて中古物件を探しましょう。農業機械は、地域の農協機械センター等の担当者に相談しましょう。中古農業機械情報サイト「アルーダ」<https://www.hokuren.or.jp/aruda/> を検索する方法もあります。

中古農業機械を購入する場合は、現状渡しが原則ですので、購入前に十分農業機械の状況をチェックする必要があります。



(3) 第三者経営継承及び離農跡の農業施設・機械及び住宅の取得

酪農で新規就農する場合は、初期投資額が高額のため、各種事業を活用しています（P29参照）。

第三者経営継承及び離農跡を継承する際は、移譲希望者との口頭合意は避け、関係機関のコーディネートチーム等の第三者を交えて資産評価を行い、覚書や経営継承合意書の締結等、すべて書面で確認することがトラブル防止策として有効です（P39参照）。

資産評価方法

項目	資産評価方法	注意事項
農業用施設 (牛舎等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と過去の評価事例等を参考にコーディネートチームが調整した評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐用年数を越えた固定資産税評価額を参考にすることは調整が必要 ● 補助金を考慮して評価
農業用機械	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古農業機械市場等の担当者による評価 ● 農業機械メーカーの担当者による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中古農業機械は現状渡し基本 ● 補助金を考慮して評価
住宅 (宅地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税評価額及び減価償却未償却残高を参考にコーディネートチームが調整した評価 ● 移譲希望者の希望価格と地域の継承事例を参考にコーディネートチームが調整した評価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅ローン及びリフォーム等も考慮 ● 家財道具等は移譲希望者の責任で処分
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 工作機械、小農具、工具、資材等 ● 生産物、飼料(ラップサイレージ等)、肥料、農薬等 ● 無形資産(屋号、販売先、ノウハウなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 細かなものまで双方が確認して継承合意書に明記 ● 環境整備及びゴミ処理は移譲希望者の責任で行う

9 農地の確保はどうやって？

(1) 「地域計画」が農地確保の根幹

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正によって「地域計画」が法制化され、全国の市町村が策定することになりました。

「地域計画」は、将来の農地利用の姿を明確化した設計図で、概ね10年後を見据え「誰がどのように農地を使って農業を進めていくのか」を地域の話合いによりまとめた計画です。

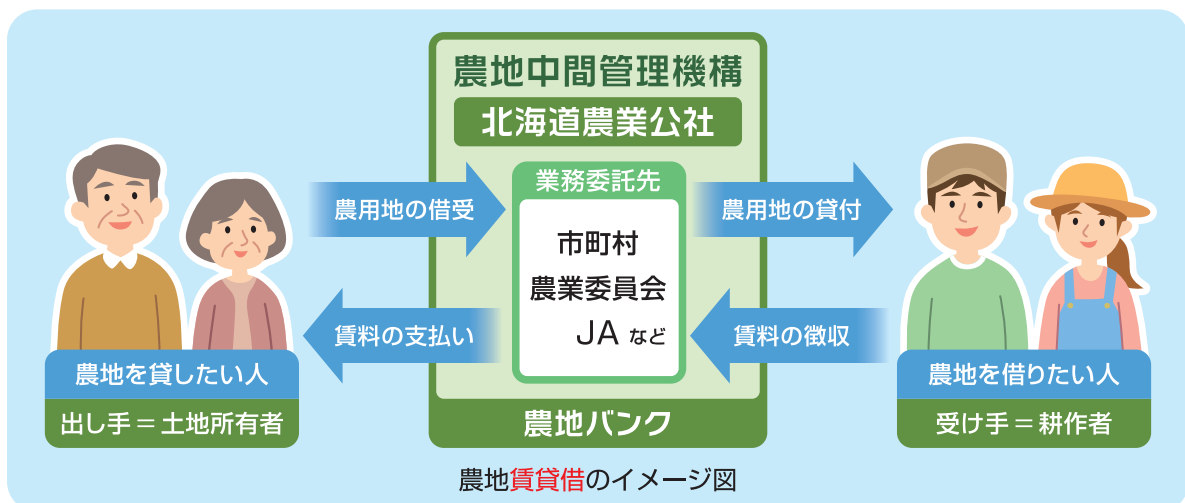
「目標地図」は地域計画の一部で、地域の話合いの結果や、農地の出し手・受け手の意向を踏まえて「いつ」「誰が」「どの農地を」活用していくのかを地図として一筆ごとに明確にしたものです。



(2) 農地を確保するための方法

北海道知事が指定した公的機関である「農地中間管理機構（農地バンク）」が、地域計画（目標地図）に位置付けられた受け手（耕作者）に対して、農地の権利（利用権・所有権）の設定や移転を行います。北海道では「北海道農業公社」がその指定を受けて実施しています。

ア. 農地を借りたい場合



(ア) 借りたい人の要件

地域計画の達成に向けて、目標地図に位置付けられた方に対し農地を貸付けます。
農地の受け手としては、既存の認定農業者や規模拡大、集約化を図ろうとする方に加え、新規就農者も含まれます。

(イ) 貸付期間

地域計画の達成と受け手の経営の安定・発展を考慮し、できるだけ10年以上の長期間で出し手から農地を借受けします。ただし、出し手が短い貸付期間を希望する場合があります。受け手に農地を貸付ける期間は、出し手から借受けした期間の範囲内となります。

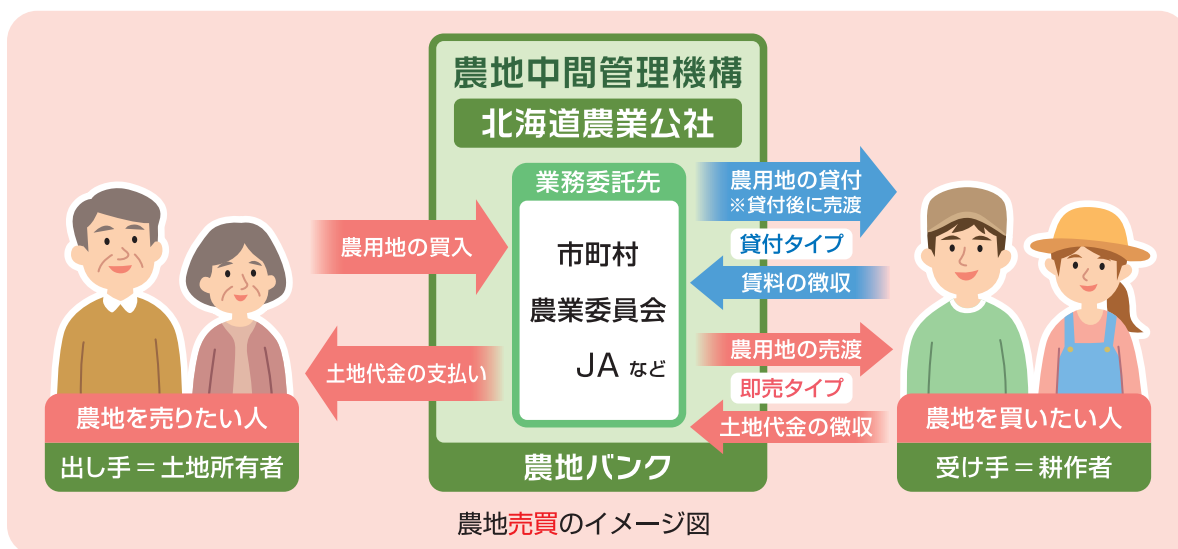
(ウ) 賃借料

農業委員会の参考賃借料情報を考慮し、農地の生産条件や整備状況等を勘案して算定した額を基本とし、最終的には市町村等関係者と当事者の協議により決定します。

(エ) 農地の賃料の支払い

農地バンクは、賃料の収受を農協（又は市町村等）に委託しています。委託先は地域によって異なりますので、農地の貸付を受ける際は、当該地域の農協（又は市町村等）にご確認ください。

イ. 農地を買いいたい場合



(ア) 買いたい人の要件

地域計画の達成に向けて、目標地図に位置付けられた方に対し農地の所有権を移転します。
農地の受け手としては、認定農業者や基本構想水準到達者のほか、新規就農を目指す方は認定新規就農者の認定を受けることが必要となります。

(イ) 事業のタイプ

農地バンクが買い入れた農地をただちに受け手に売り渡すタイプ（即売タイプ）と、原則5年以内の貸付けを行った後に売り渡すタイプ（貸付タイプ）の2種類があります。

(ウ) 団地化要件及び面積規模要件

おおむね1ha以上の団地を形成すること（既存の農地がある場合は、それと合わせた面積）、また権利取得後の経営面積が農地バンクの設定する基準面積を超えることが必要です。

(エ) 手数料等

農地バンクでは、農地を買い入れることにより必要となる費用や管理するための様々な経費が必要となることから、一定の手数料等が必要となります。

売 買	出し手	買入手数料	公社買入価格の2% + 消費税
	受け手	売渡手数料	公社売渡価格の1%（即売タイプのみ）+ 消費税
賃貸借	受け手	貸付料	公社買入価格の1%/年

※上記手数料は、かかる費用の状況等により変動する場合があります。

(オ) 制度を活用するメリット

公的機関である農地バンクが出し手と受け手の間に入るため、安心して農地を取得できるとともに、農地取得の際、登録免許税の軽減や不動産取得税の控除など、税制上の優遇措置が受けられます。また、所有権移転登記は受け手が行うのではなく、農地バンクで行います。

注意

市町村段階における地域計画の変更が必要となる場合がありますので、賃貸借や売買を希望する農地がある市町村の窓口には必ず相談ください。

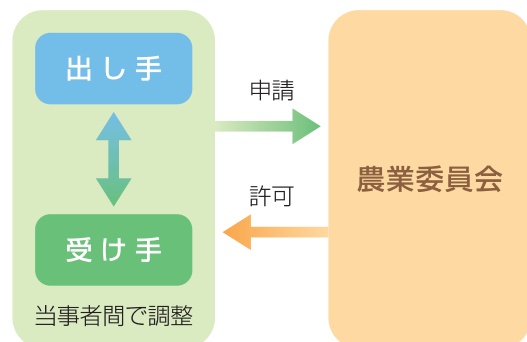
面積の大きな農地の取得には多額の資金が必要となる場合があります。自己資金以外に金融機関からの融資なども併せて検討が必要となりますので、取得を検討される農地等がある地域の市町村や農協など関係機関と相談の上、経営規模や経営内容等について十分検討ください。

ウ. 相対取引（農地法）

農地の出し手と受け手の当事者間で権利設定・移転を協議し、農地法に基づき農業委員会へ申請し許可を受けて権利設定・移転する仕組みです。

注意

政策的に農地を動かすための地域計画の影響を受けないため、優遇措置などが受けられず、将来的な支援措置も期待できません。



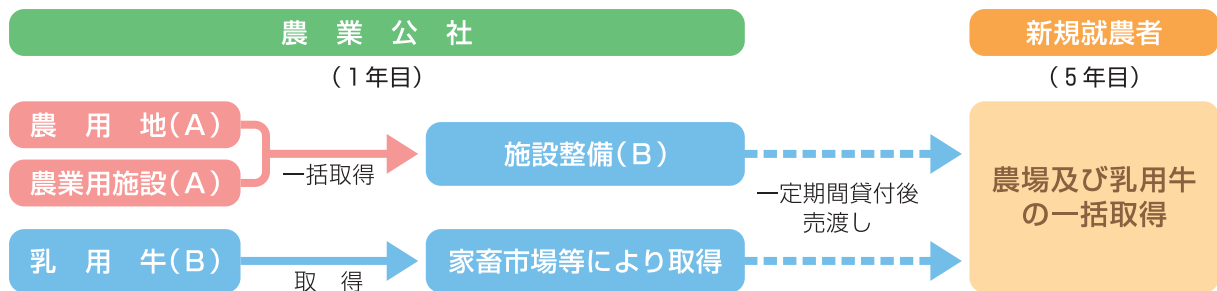
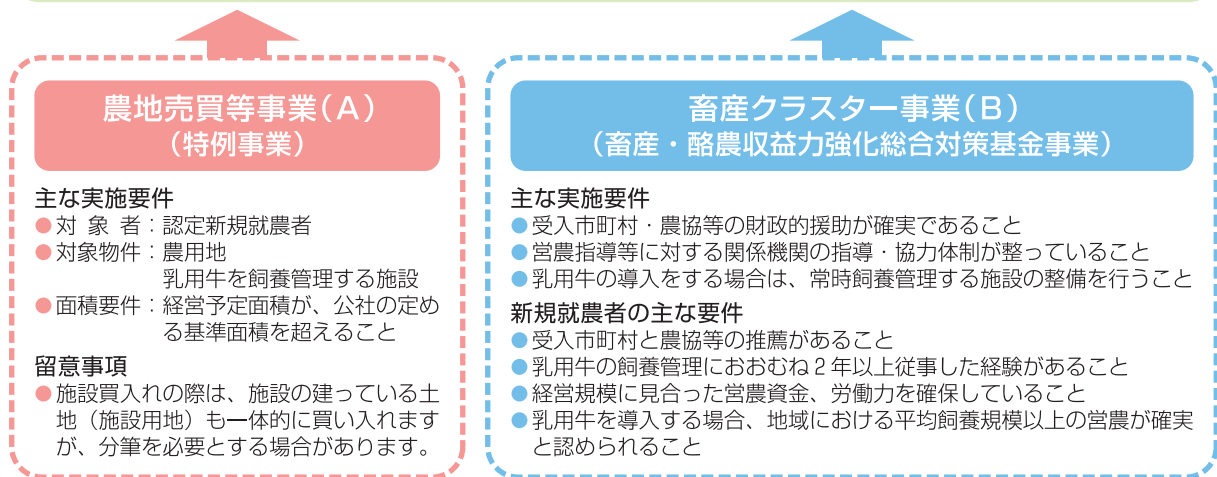
相対取引の流れ（農地法）

10 酪農は初期投資が大きいが何かよい手は？

農場リース事業

農地売買等事業(特例事業)(A)により離農農家などから農用地と施設を購入(中間保有)し、畜産クラスター事業(B)で施設の整備及び乳用牛の導入(※注)を行い、(A)(B)を新規就農者に5年間貸付けた後に譲渡する事業です。

※注：乳用牛の導入は、家畜飼養管理施設の整備が条件となります



事業名		区分	事業内容		補助金	年間貸付料※3	譲渡代金	
(A)	農地の取得	農地売買等事業	農用地	酪農経営に要する農用地・施設用地等	—	買入価格×1%	買入価格	
			農業用施設	酪農経営に要する施設等(畜舎及び、畜舎と一体的に使用する施設)		(買入価格×1%)+減価償却費+火災保険料+固定資産税相当額	買入価格-減価償却費	
(B)	施設の整備等	畜産クラスター事業	家畜飼養管理施設等の整備	施設の補修、改修及び施設と一体的に使用する機械設備等	事業費の1/2以内	減価償却費	補助残+(補助残×6%)-減価償却費	
			家畜導入※1	乳用牛上限50頭 (対象月齢は47ヶ月まで)	年払い	事業費の1/2以内※2	減価償却費	補助残+(事業費×6%)-減価償却費
					一括払い		—	補助残+(事業費×6%)

※1：補修、改修を行う施設で飼養管理する乳用牛のみ補助の対象となります。家畜導入のみは行えません。
 ※2：授精証明・妊娠鑑定が取れる場合は1頭あたり55万円を上限とし、事業費の1/2以内となります。それ以外は1頭あたり35万円を上限とし、事業費の1/2以内となります。
 ※3：農地以外の年間貸付料、譲渡代金については消費税の対象となります。

相談
体験
研修
就農準備
営農開始
参考資料

11 認定新規就農者制度とは？

- 新規就農者を地域農業の担い手として育成するためには、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援が重要。このため、平成26年度から、認定新規就農者制度を農業経営基盤強化促進法に位置づけ、認定農業者制度と同様に、市町村が青年等就農計画を認定。
- 市町村の認定を受けた認定新規就農者に対して、早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施。

(1) 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人。

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く。

(2) 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施

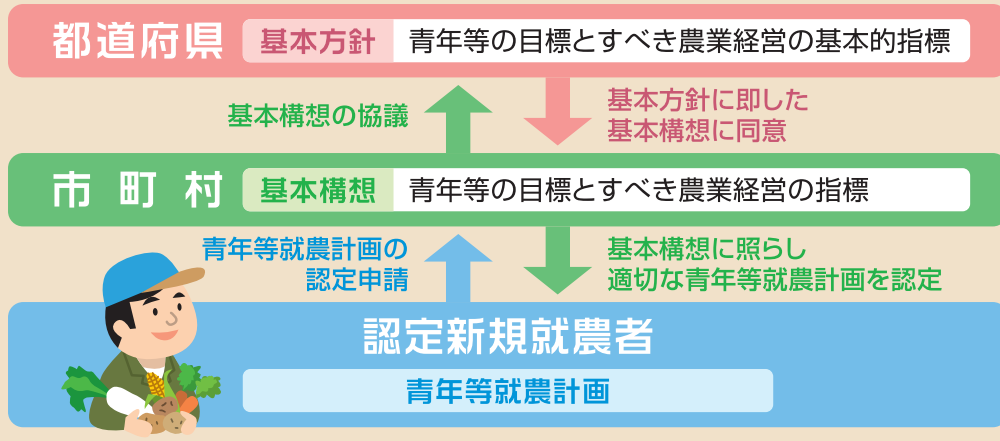
- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

(3) 認定新規就農者のメリット措置

- 青年等就農資金（無利子融資）
- 経営発展支援事業
- 経営開始資金
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策（ゲタ・ナラン対策）
- 認定新規就農者への農地集積の促進
- 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

出典：令和8年2月 農林水産省HP

青年等就農計画の認定の仕組み



12 農業経営開始の資金は？

(1) 青年等就農資金

区分	内容・要件等
対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人
資金の使いみち	(1) 資金使途：青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限る。 ① 施設・機械：農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設も対象となる。 ② 果樹・家畜等：家畜の購入費、果樹や茶などの新植、改植費のほか、それぞれの育成費も対象となる。 ③ 借地料などの：農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなどが対象となる。 ※農地等の取得費用は対象となりません。 ④ その他の経営費：経営開始に伴って必要となる資材費などが対象となる。
借入条件	(1) 返済期間：17年以内（うち据置期間5年以内） (2) 融資限度額：3,700万円（特認1億円） (3) 貸付金利：無利子 (4) 担保・保証人：担保（原則として、融資対象物件のみ） 保証人（原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ）
手続きの流れ	<div style="text-align: center;"> <p>申請者</p> <p>↓ 申請</p> <p>窓口機関：(株)日本政策金融公庫・信連・農協・民間金融機関</p> </div>

青年等就農資金の借入手続きは、以下のとおりとなります。

- ① 青年等就農資金の借入を希望する認定就農者の方は、経営改善資金計画書を作成し、必要書類を添えて公庫又は農協等の窓口機関に提出してください。
- ② 資金計画書は、関係機関から構成される推進会議で審査を受けます。
- ③ 審査により資金計画書が認定されれば、窓口機関に借入申込書を提出し、青年等就農資金の融資を受けることができます。

(2) 経営体育成強化資金（有利子）

認定新規就農者の方が**農地等**を取得する場合に利用できます。

利用条件等	借入額が1,000万円以下の場合 (1) 融資率100% (2) 償還期限25年以内（うち据置期間5年以内）
-------	--

13 軌道に乗るまでの資金は？

(1) 経営発展支援事業

新規就農される方に、機械・施設等導入にかかる経費の上限500万円に対し、北海道が1/4、国が1/2を支援します（新規就農・親元就農共通）

交付要件 **すべて満たす必要があります**

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
2. **令和7年度以降**に新規就農し、独立・自営就農をする者であること※
3. 雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと（現在及び過去）
4. 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可）

※ 交付要件が変更になる可能性があります。



交付対象者の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を補助対象事業費上限（750万円）とする
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに対して補助対象事業費上限とする

助成対象

機械（軽トラ除く）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

(2) 経営開始資金

新規就農される方に、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、月13.75万円（年間165万円）を定額交付します

- 対象者：独立・自営就農時に49歳以下の認定新規就農者
- 支援額：13.75万円/月（165万円/年） 最長3年間

交付要件 **すべて満たす必要があります**

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
2. 独立・自営就農であること（自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態）
3. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと
雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けていないこと（現在及び過去）
4. 原則として前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること

交付対象者の特例

- 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
- 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する

交付停止

1. 原則として前年の世帯所得が600万円（本事業資金含む）を超えた場合
2. 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返 還

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続をしなかった場合



14 営農計画や経理は？

新規就農者に聞くと「農作業技術はある程度覚えたが、簿記記帳等の農業経営が解らない」という声をよく聞きます。農畜産物の売上、肥料や資材費等の経営費、売上高から経営費を引いた農業所得がいくらか、そして農地、機械の資産や負債の内容を知らなければ安定経営は望めません。

(1) 営農計画の作成

就農前に作成した、青年等就農計画等の中長期計画を基本に毎年営農計画を作成します。ただし、実際に営農してみると当初計画が現状に合わなくなってくるので、毎年、計画の見直しが必要です。

営農計画作成では、1年目は前年実績がないので作成するのに苦労しますが、2年目以降は前年実績を参考にして作成します。様式は道内の各JAが組合員用に用意しています。

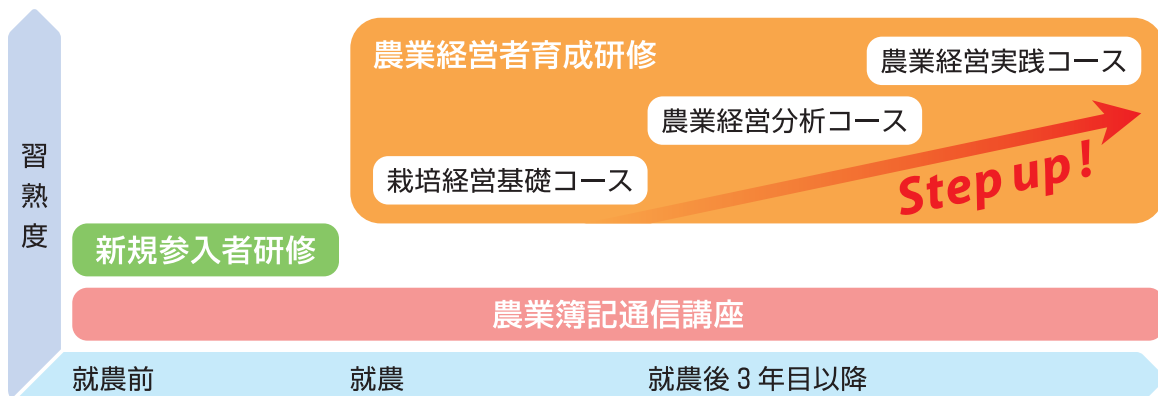
(2) 農業簿記の記帳

農業簿記の目的は、①一定期間の経営成績を明らかにすること（損益計算書）、②一定時点の財政状態を明らかにすること（貸借対照表）、そして、農業経営の分析を行い、農産物の原価などを把握して、経営改善・発展につなげることです。

そのためには、複式簿記の知識・技術習得が必要になります。習得方法のひとつとして、北海道立農業大学の一般研修などで農業簿記の実務や経営管理を学ぶことができます。

北海道立農業大学校 一般研修 研修計画

—— 研修イメージ図 就農年数と習熟度に応じた研修内容 ——



詳しくは、P45「北海道立農業大学校」を参照ください。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/training_01.html



(3) 青色申告の実施（個人事業主の場合）

農業者の税金の申告には、白色申告と青色申告があります。白色申告は簡単な帳簿作成と領収書等の保管義務で事務手続きは簡単ですが、青色申告に適用される特典はありません。

青色申告は、複式簿記（単式簿記も可）による帳簿の作成と領収書等の保管義務、事前に「所得税の青色申告承認申請書」の提出など事務手続きは面倒ですが、下記の特典があります。

- 青色申告特別控除（最高55万円：単式簿記は10万円）
※e-Taxによる申告（電子申告）又は電子帳簿保存で65万円控除
- 赤字が繰り越せる（3年間）
- 家族への給与が経費にできる（専従者給与）

15 農業者の年金制度は？

農業者年金制度

(独)農業者年金基金は、農業者の老後生活の安定を図り、農業者の確保に資することを目的として、加入者が納付した保険料を積み立て、積立金を安全・効率的に運用し、年金等を給付する事業を実施しています。

● 目的

農業者の老後生活の安定、農業者の確保

● 被保険者

農業に従事（年間60日以上）する20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます。

● 保険料

月額2万円から6万7千円の範囲で、被保険者が自ら納付額を決められますが、35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円からでも通常加入できます。

● 給付

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期をご自身で選択することができます。

- 農業者老齢年金：65歳～75歳（60歳まで繰上げ受給も可）
- 特例付加年金(政策支援分)：65歳以上年齢上限なし（60歳まで繰上げ受給も可）

政策支援

農業の担い手の負担軽減を図るため、被保険者の保険料拠出を国が補助し、当該補助を原資に、特例付加年金を支給。

● 対象者

- ① 認定農業者又は認定新規就農者で青色申告者（これらの者の経営に参画する配偶者及び後継者も対象）等
- ② 保険料納付済期間等が60歳までに20年以上見込める人
- ③ 農業所得が900万円以下

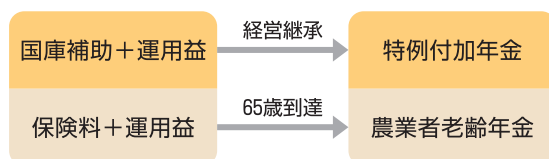
● 支援内容

特例保険料の適用（保険料拠出に対する補助）

- 月額保険料の下限額（2万円）について、5～2割引の特例保険料（1万～1万6千円）を適用し、その差額（1万～4千円）を国庫補助。
- 支援期間は最長20年分（うち35歳以上の期間は10年分が上限）

特例付加年金の支給

- 保険料補助分については、以下の要件を満たす者に対し、65歳以降、終身給付（60歳まで繰上げ受給も可）
 - ① 保険料を納付した期間などの合計が20年以上
 - ② 経営継承等により農業を営む者でなくなる
- 年金額は、保険料補助の積立及びその運用益に基づき決定



■ 農業者年金のご相談は 一般社団法人 北海道農業会議 へお問い合わせ下さい TEL 011-281-6761

16 災害や価格低下に備えるには？

農業経営には自然災害や市場経済の変動など様々なリスクがあります。これら災害による経営危機を回避する補償制度が農業保険です。農業保険は、国の公的保険制度で、保険料（掛金）の国庫補助があります。公的な農業保険には「農業共済」と「収入保険」があります。



詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

【農林水産省】農業保険



【北海道農業共済組合】



17 農村の生活は？

新たに農業を始めるということは、同時にその町や地域に住むということです。

北海道で新規就農された先輩農業者のアンケートから、今後、就農を目指す方へのアドバイスを紹介します。

(1) 農村社会の特色と参加

～関りはとても深くなる、良くも悪くも。だが、農村は変わらない、自分が変わることに。そして住めば都となる。～

■ ご近所付き合い

- 住めば都 ご近所付き合いは濃厚なので、普段から良い関係を保つことが重要です
- 「向こう三軒両隣」の考えで生活するとよい
- 地区の活動に時間をとられるが行事には積極的に参加し、なじむ事が大事
- 町内会や消防団など煩わしく感じることもあるが、その繋がりに助けられることも
- プライバシーも割り切って自分を知ってもらう
- 人とのつながりが、とくに大事。積極的なコミュニケーションが必要

■ 生活インフラ（買い物・教育・病院）

- 車はあなたの「足」です 買い物などの移動に車は必要です
- 全てにおいて都会より不便ですが、北海道ならではの人や時間の緩やかな感じは生活しやすい環境です
- 自然環境は申し分ないが、子供の習い事、塾などが都会より少ないことを理解しておくことが重要です

■ 自然

- 冬は除雪がしっかりされて通路が確保されていて市街地の渋滞とは無縁です
- 吹雪になると交通障害もあり運転はちょっと怖いですが
- 雪はかなり多いので雪かきという大仕事があります
- 車がないと買い物にいけない、吹雪で通行止めもあります。しかしそれも田舎暮らしの一つの楽しみとしていけば問題はない

■ その他

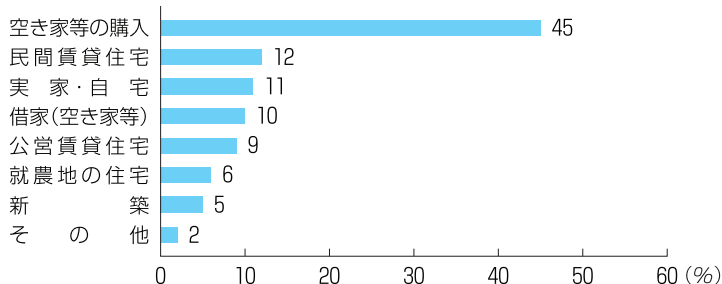
- 農村は先祖代々から守ってきた環境をととても大切にしている人が多いので、雑草を生やっ放しにする、古い農機具や農業ゴミを散乱させることのないように！
- 農村部はどうしても男社会になるので女性は同性の友達ができないと精神的に苦勞することがある

(2) 住宅の確保

「住宅の確保」は新規就農時の大事な課題です。

アンケート回答の2割が苦勞した点に「住宅確保」をあげており、5割以上が「空き家」「就農地の住宅」「新築」など購入により確保していました。

● 就農時の住宅確保の状況（R4年調査）

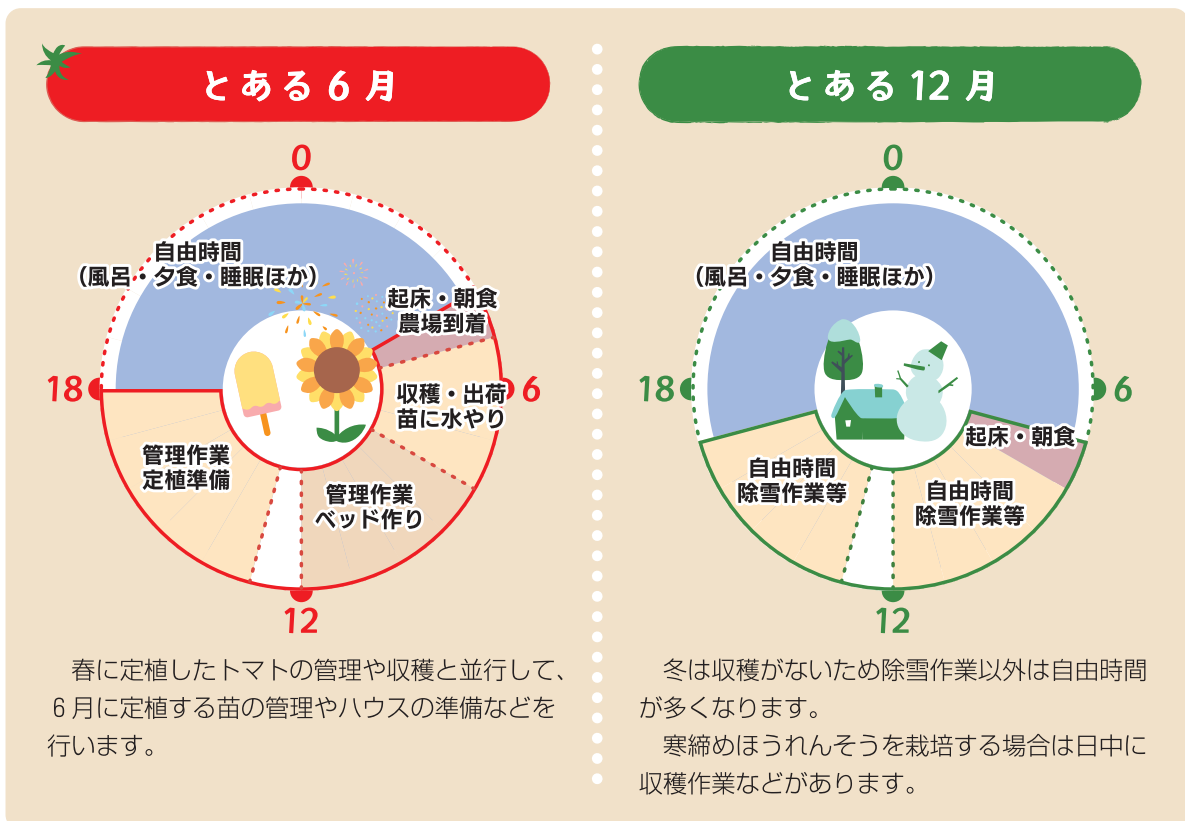


出典：令和4年度新規参入者の就農実態に関するアンケート調査

■ 住宅確保へのアドバイス

- 地元農家や住みたいと思う地域の方々に相談
- 市町村に確認すると、空き家、町営住宅が見つかると思います
- 地域のネットワークを持ち情報を得る事が近道
- まず就農希望地に住んでから、住宅を探すこと
- 地域の人の紹介 地域の人と仲良くなる 横のつながり
- 不具合の多い古家を借りず、公営住宅に住むべき 余計な出費を強いられる
- 古い家や広くて大きな家では、リフォームして冬場の暖房対策が必要になる

(3) 働く農家のある一日（トマト農家の場合） ※北海道平取町の例



(4) 農閑期の過ごし方 ～就農相談で多く聞かれる質問～

- 一年の経営収支を明らかにし、次年度の経営設計を立てる
税申告の決算書作成とあわせ、経営成果を振り返り次年度の計画に反映します。
【Plan(計画) → Do(実行) → Check(評価) → Action(改善)】
- 今年使用した機械や、生産関連施設の点検整備を行う
点検整備が翌年の作業効率につながります
- 地域農業者の会合、JA生産組織の反省会等へ出席
技術面や出荷先ニーズ調査など様々な情報収集は経営管理につながります
- 空いた時間を使って農外所得を得る
特技を活かした仕事やスキー場、農協の出荷施設での仕事など
- 農繁期にはできない趣味を深め、楽しむ



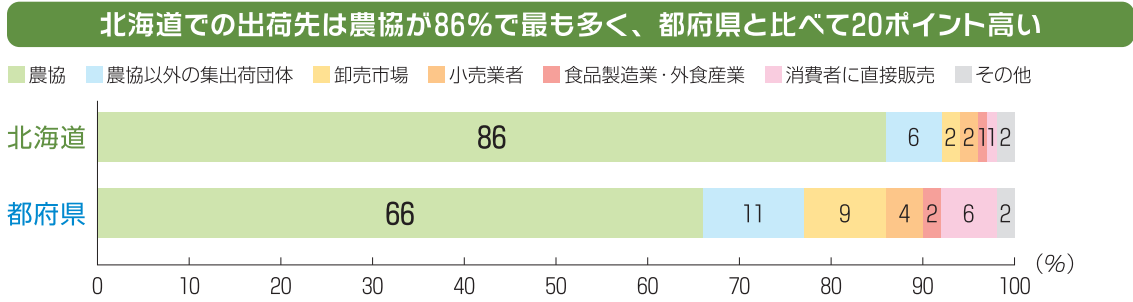
18 農畜産物の出荷先は？

(1) 農産物の出荷先

北海道の農業は、品目を絞って、農協を中心に産地化し、経営の安定を図っています。少量多品目を生産し、地産地消などで販売する農家は、消費地に近い地域に見られます。

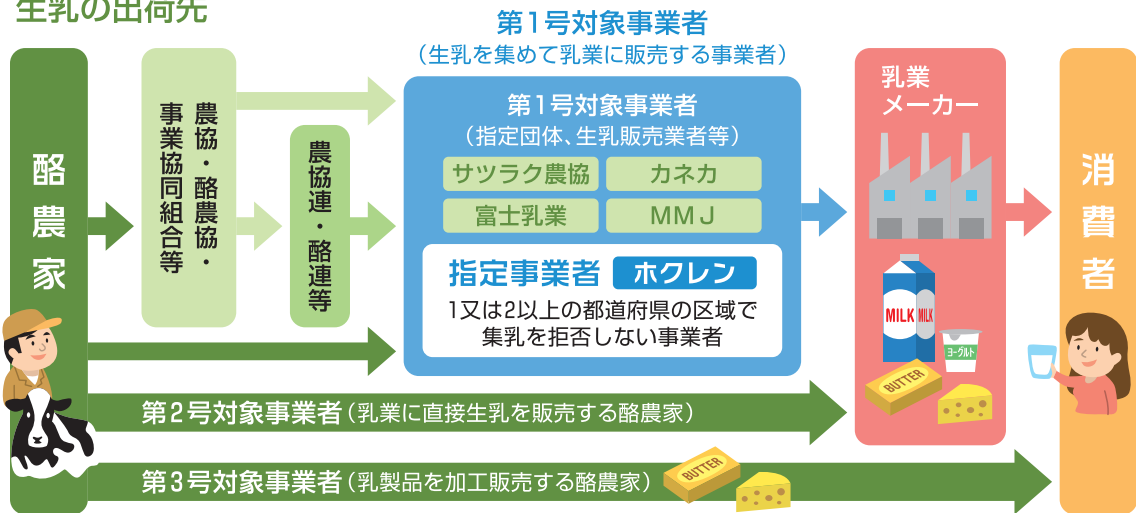
農産物販売金額が一番多い出荷先別の農業経営体数

■ 北海道と都府県の比較（令和2年）



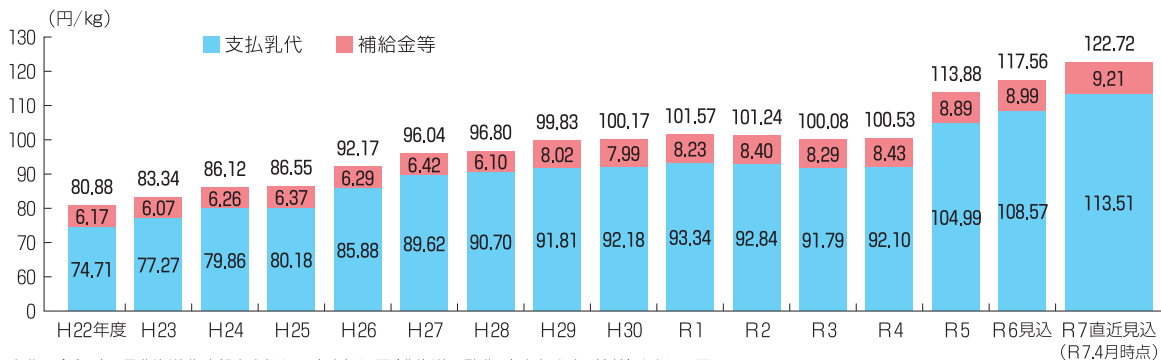
出典：農林水産省「2020年農林業センサス」
注：四捨五入のため計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 生乳の出荷先



出典：令和7年12月北海道農政生産振興局畜産振興課（北海道の酪農・畜産をめぐる情勢）

プール乳価の推移（ホクレン）（プール乳価とは、用途別販売乳代を合計して平均した単価のこと）

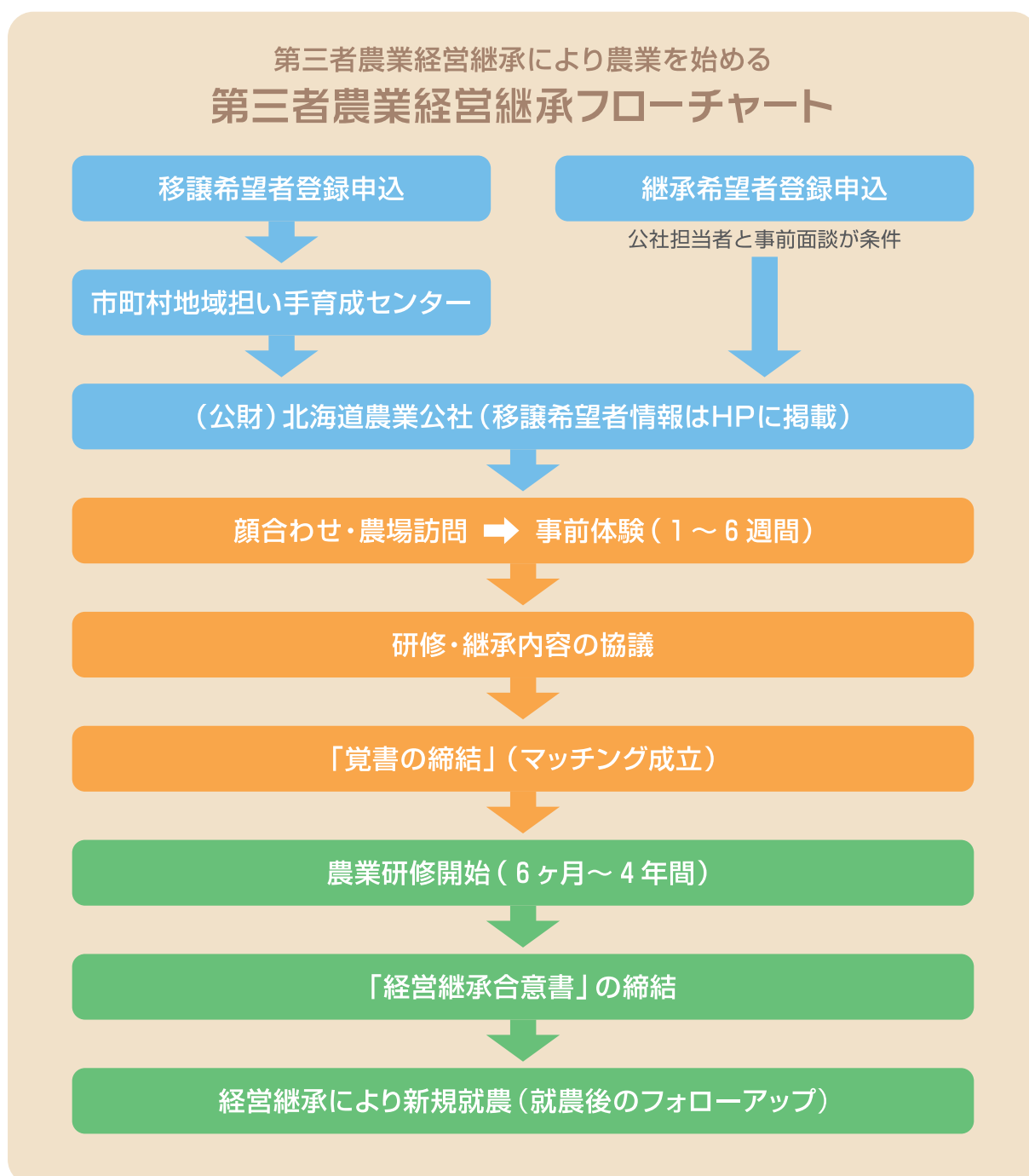


出典：令和7年7月北海道農政生産振興局畜産振興課（北海道の酪農・畜産をめぐる情勢）ホクレン調べ
注1：消費税相当額は、平成25年度（2013年度）までは5%、平成26年度（2014年度）以降は8%。令和元年度（2019年度）10月より消費税10%（乳代は軽減税率適用対象）。
注2：補給金等には、加工原料乳生産者補給金とナラシ事業（加工原料乳生産者経営安定対策）発動時の国負担分の想定額などの生乳に係る補給金が含まれる。
注3：令和7年直近見込は令和7年6月以降の乳製品向乳価改定、8月以降の飲用向乳価改定を織り込み、全国協調セーフティネットへの搬出は15銭/kg、Jミルクにおける生産予想を踏まえて3,948千t、加工原料乳生産者補給金は交付対象数量2,940千tに加えALIC事業を勘案して試算。

19 第三者農業経営継承とは？

移譲希望者（農場を移譲したい農家）が「農地、農業施設・機械等の有形資産」と「技術、ノウハウ等の無形資産」を継承希望者（農場を継承したい新規就農希望者）へ有償譲渡する手法です。移譲希望者の経営基盤をノウハウ付きで引き継ぐことが出来るため、ゼロからスタートする新規就農に比較すると安定した経営の早期確立が可能です。成功の秘訣は、移譲希望者と継承希望者の良好な人間関係です。このためには、「コーディネートチームの支援」や「文書による合意や契約」が欠かせません。

下図は、当公社（北海道農業担い手育成センター）の取組みです。



20 新規参入者の人数と就農地は？

近年、新規参入者は120人前後で推移しています。
経営形態は、野菜が最も多く、次いで酪農となっています。
理由としては、次のようなことが考えられます。



- ① 野菜も酪農も地域の受入体制が整っていること
- ② 野菜は、小面積の施設栽培により初期投資が小さく、産地化により経営が安定していること
- ③ 酪農は、初期投資は大きいものの、支援制度が充実していること

何を始めたか？（経営形態別新規参入者数）

(人)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	平均	割合	平均	割合
稲 作	2	5	4	5	6	4	5	9	5	4%	耕種 84	72%
畑 作	21	10	9	8	9	12	8	14	11	9%		
野 菜	60	62	46	59	54	51	50	54	55	45%		
果 樹	3	8	10	14	18	10	12	6	10	8%		
花 き	6	2	6	2	2	1	4	4	3	3%		
酪 農	22	21	25	27	26	17	29	22	24	20%	畜産 32	28%
肉 牛	5	4	5	4	9	5	10	8	6	5%		
養 鶏	1	0	2	2	0	0	0	0	1	1%		
養 豚	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0%		
軽 種 馬	1	1	2	1	2	0	1	0	1	1%		
そ の 他	4	4	3	4	1	9	6	3	4	4%	—	—
計	125	117	112	126	128	109	125	120	120	100%	116	100%

出典：北海道農政部農業経営課「新規就農者実態調査結果の概要」

どこで始めたか？（総合振興局及び振興局別新規参入者数）

(人)

	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	平均	割合	販売農家数	参入割合
空 知	10	8	16	14	8	9	9	15	11	9%	5,596	0.20%
石 狩	17	7	6	10	12	5	10	12	10	8%	1,996	0.49%
後 志	17	19	14	24	22	19	18	15	19	16%	2,080	0.89%
胆 振	4	9	10	12	9	6	12	8	9	7%	1,491	0.59%
日 高	19	19	11	8	10	6	13	9	12	10%	1,355	0.88%
渡 島	10	5	6	10	4	2	7	5	6	5%	1,409	0.43%
檜 山	2	1	1	1	2	3	1	6	2	2%	944	0.23%
上 川	18	20	16	15	25	26	20	15	19	16%	5,411	0.36%
留 萌	3	1	2	0	1	2	0	2	1	1%	678	0.20%
宗 谷	3	3	10	5	4	5	1	3	4	4%	622	0.68%
オホーツク	5	3	2	4	11	5	9	14	7	6%	3,632	0.18%
十 勝	7	8	13	8	10	9	8	9	9	7%	4,830	0.19%
釧 路	7	7	2	8	5	10	7	5	6	5%	970	0.66%
根 室	3	7	3	7	5	2	10	2	5	4%	1,218	0.40%
計	125	117	112	126	128	109	125	120	120	100%	32,232	0.37%

出典：北海道農政部農業経営課「新規就農者実態調査結果の概要」、販売農家数は2020年農林業センサス

21 就農するために準備した自己資金は？

全体の回答では「501～1,000万円」が最も多く、次いで「0～100万円」と2極化しています。作目別では果樹、酪農が501万円以上の回答割合が多くなっています。

果樹は就農時に農地購入する人が多く、酪農は農地に加え機械・施設・家畜等の初期投資額が高いことが背景として推察されます。

自己資金の金額別割合 対象数の回答割合(%)

就農時の自己資金 (万円)	作目 対象数	全体	水稻・畑作	野菜・施設	果樹	酪農	その他
		(100)	(12)	(51)	(10)	(18)	(9)
0～100		22	25	20	30	28	11
101～200		16	25	20	0	0	33
201～400		13	17	12	10	17	11
401～500		11	0	12	0	17	22
501～1,000		23	8	25	20	33	11
1,000～2,000		12	25	10	30	6	0
2,001万円以上		3	0	2	10	0	11

出典：令和4年度新規参入者の就農実態に関するアンケート調査

22 農地の価格は？

北海道の農地価格 (千円/10a)

総合振興局 および振興局名	令和6年価格		
	中田	中畑	中畑(%)注3
全道	238	115	100
空知	303	117	102
石狩	413	163	142
後志	183	138	120
胆振	332	187	162
日高	260	184	160
渡島	225	137	119
檜山	175	75	65
上川	204	71	62
留萌	139	43	37
宗谷	—	32	28
オホーツク	317	162	141
十勝	380	154	134
釧路	—	51	44
根室	—	49	43

全国の農地価格 (千円/10a)

ブロック	令和6年価格		
	中田	中畑	中畑(%)注3
全国	1,044	771	100
北海道	238	115	15
東北	490	296	38
関東	1,388	1,511	196
東海	2,000	1,696	220
北信	1,237	871	113
近畿	1,786	1,239	161
中国	662	395	51
四国	1,539	874	113
九州	719	497	65
沖縄	860	1,233	160

出典1：北海道農業会議「令和6年田畑売買価格に関する調査結果」(令和7年3月)

出典2：全国農業会議「令和6年田畑売買価格等に関する調査結果(要旨)」(令和7年3月)

注1：中田(ちゅうでん)・中畑(ちゅうばた)とは、田や畑の中程度を意味します。

注2：価格は売買価格ではなく、推定価格であるため数字の抽出によって多少の差異が生じる。

注3：中畑(%)は北海道では全道を、全国では全国の農地価格を100とした%表示

注4：令和5年の平均賃借料は田が9,614円、畑が4,263円

参照「北海道における農地をめぐる情勢について」北海道農政部農業経営局農地調整課(令和6年10月)

農業で使われる
単位

- 1町(ちょう) = 3,000坪 ≒ 100a(アール) = 1ha(ヘクタール) = 10,000㎡
- 1反(たん) = 300坪 ≒ 10a(アール) = 1,000㎡
- 1畝(せ) = 30坪 ≒ 1a(アール) = 100㎡
- 1坪(つぼ) = 3.3㎡
- 1間(けん) = 1.8m

23 法人が農業に参入するには？

法人が農業経営を目的として、農地の権利を取得（買ったり、借りたりすること）するためには、次の要件を満たすことが必要です。事前に農業委員会へご相談ください。

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
- 農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
- 農地の貸借であれば、全国どこでも可能

まずは 基本的な要件（個人と共通）を満たすこと

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと
〔※個人の場合は、上記1～2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要〕

農地を所有したい

農地所有適格法人 （農地を所有できる法人）

1. 法人形態
株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
2. 事業内容
主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）
〔売上高の過半〕
3. 議決権
 - 農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること
 - 会社法第108条第1項第8号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること
4. 役員
 - 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること

次に

農地を借りたい

一般法人

（貸借であれば、全国どこでも可能）

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員又は重要な使用人が**1人以上農業に常時従事すること**
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

■ 実際の農地の確保についてはP26を参照ください。

■ 詳しくは、農業経営・企業連携サポート室（P46）にお問い合わせください。

24 相談できる催しは？

北海道農業担い手育成センターでは北海道内すべての「農業のまち」の就農受入情報を一元的に集約し提供しています。ホームページ「北海道DE農業をはじめのサイト」から案内をご覧ください。お気軽にお問い合わせください。



(1) 北海道新規就農・農業体験相談（札幌会場・オンライン）

当センターホームページの予約フォームからお申込みください。

専門の「就農コーディネーター」がみなさまのご相談に個別にお答えします。

- 平日：月曜日～金曜日 受付時間 10:00～16:00（祝日、年末年始を除く）
- 土曜：月2回 // 9:30～15:30



北海道農業公社の専用ブースで相談できます。



オンライン(ZOOM)で全国どこからでも相談できます。



(2) メール相談 メールフォームで相談内容を送信いただければ、メールでお答えいたします。

(3) 電話相談 ☎011-271-2255 受付時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00

(4) 新規就農フェア・セミナー

北海道新規就農フェア 札幌3回（予定）

道内の市町村・担い手育成センター約30～50団体が出展します。独立就農や就職など農業を仕事にする具体的な情報が得られます。

新・農業人フェア 東京2回、大阪1回（予定）

農林水産省が主催する全国の市町村や農業法人が出展するイベントです。直接、農業関係者から情報が得られます。

北海道移住・交流フェア 東京、大阪、福岡、仙台（予定）

北海道への移住を考えている方を対象に、道内の市町村・企業・団体から移住先での仕事や暮らしの相談に応じるイベントです。東京、大阪会場へ北海道農業公社も出展予定です。

無料オンラインセミナー 1月

北海道で新規就農した先輩就農者から就農までの道のり等のお話を聞けます。また参加者からのご質問にも直接お答えするセミナーです。

- この他にも市町村など独自の相談会を開催しています。当センターのホームページ（お知らせコーナー）で、紹介していますのでご覧ください。



25 就農を支援する組織はどこ？

(1) 各地域の支援組織

新規就農（独立就農）を希望する皆さんをサポートするために、多くの地域では、地域担い手育成センターが中心となって、地域の関係機関がチームを組んで、新規就農希望者を受け入れています。

ア. 地域担い手育成センター（連絡先はP47～49）

新規就農（独立就農）を希望する皆さんを、直接サポートしてくれる最も関わりの深い組織です。地域農業の特徴、就農条件、支援策、独自の就農プログラムなど、より具体的な農業体験や就農に係る相談を、個別面談によってサポートしてくれます。

地域担い手育成センターの多くは市町村（市役所・町村役場）が窓口ですが、農業委員会・農協・公社・機構が担っている地域もあります。

*道内市町村のホームページアクセス一覧はこちら



イ. 農業協同組合（農協、JA）（地図はP56～57）

営農全般の窓口で、資材、生産、販売、資金、経営など全てにおいて最も身近で頼りになる組織です。また、農業経営ばかりでなく、農村生活など地域経済に重要な役割を果たしています。新規就農希望者の体験や研修、独立就農の準備から就農後の営農まで親身になって支援してくれます。

*道内農協のホームページアクセス一覧はこちら



ウ. 農業委員会

市役所・町村役場に設置された行政委員会で、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が主な仕事です。新規参入するときに、農地のあっせんや農地を借りたり買ったりするときは、地元の農業委員会に相談しながら進めます。

*道内農業委員会の活動状況一覧はこちら



エ. 農業改良普及センター

全国にある都道府県の出先機関で、農業の専門技術者（普及指導員）が配属され、農業技術や経営に関する支援を、直接農業者に行っています。北海道では、14の農業改良普及センター（本所）と30の支所を設置し、新規就農を目指して地域で研修する方や就農後の農業技術や経営のサポートをしています。

*道内農業改良普及センターのホームページアクセス一覧はこちら



(2) 北海道全体の支援組織

ア. 北海道立農業大学校

明日の北海道農業を担う方々の学びの場で、親元就農や新規参入を目指す学生たちは、養成課程2年と研究課程2年で学んでいます。

一般研修では外部の受講生を対象に、新規参入者研修などが用意され、農業機械の操作や経営計画の作成など実践的な知識や技術を身に着けることができます。

〒089-3675

中川郡本別町西仙美里25番地1

TEL 0156-24-2700



240haのキャンパスと整備された施設

イ. 花・野菜技術センター（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）

北海道の気候や土壌にあった「品種」や「生産技術」の開発を行うとともに、「開かれた農業試験場」として、成果の迅速な普及定着や生産を担う人材の育成を目的に「北海道花き・野菜技術研修」を行っており、新規参入希望者も多数受講しています。技術習得のための研修機関です。

【専門技術研修】

花き栽培、野菜栽培、土壌肥料、病害虫の4コース。

研修期間1年以内で任意に設定。

募集人員は各コース2名程度。

【総合技術研修】

花きコース、野菜コースの2コース。

研修期間6ヶ月間。

募集人員10名

〒073-0026

滝川市東滝川735番地

TEL 0125-28-2800



ウ. 北海道農業会議

北海道農業会議は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、北海道知事から北海道農業委員会ネットワーク機構の指定を受けている一般社団法人で、各市町村で農地に関する事務を執行する「農業委員会」の道段階の組織として、「人と農地」に関する各種の活動を行っています。その中でも、農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に研修経費の一部を助成する「雇用就農資金」の受付窓口・問い合わせ先となっています。

〒060-0005

札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 北海道通信ビル5階

TEL 011-281-6761



工. 農業経営・企業連携サポート室

農業参入を検討されている企業の方の相談窓口です。農外から農業に参入しようとする場合、農地を取得するためには農地所有適格法人の要件を満たすことが必要です。また、農地を賃借する場合にも要件があります。お気軽に、お問い合わせください。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-206-7364

北海道農政部農業経営課内



オ. 北海道有機農業研修受入生産者登録制度

北海道では、有機農業への参入・定着を促進するため、道内において有機農業を営む生産者で新規参入希望者の研修受入を希望する方々を「有機農業研修受入生産者」として登録しています。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-231-4111 (内線27-662、27-658)

北海道農政部食の安全・みどりの農業推進局食品政策課クリーン農業係



カ. 北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係

北海道の特用林産(きのこ栽培、木炭生産)に関する各種ご相談をお受けいたします。相談内容に応じた関係先を紹介させていただきます。

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 直通TEL 011-204-5491

北海道水産林務部林務局林業木材課木材産業係



キ. 北海道ふるさと移住定住推進センター「どさんこ交流テラス」

「北海道に住んでみたい」「暮らしたい」方の相談窓口が有楽町にあり、移住・交流相談員が、具体的な生活や仕事のことなど、これから新しい一歩を踏み出すあなたのご相談に親身にお応えします。また、農家になるための相談会などの催しもあります。

〒100-0006

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8F

「ふるさと回帰支援センター」

営業時間 10:00~18:00 火~日

(定休:月・祝・夏期・冬期休業)

直通TEL 090-1541-0011

代表TEL 03-6273-4401

Eメール hokkaido1@furusatokaiki.net



● 関連リンク「北海道で暮らそう」



「どさんこ交流テラス」相談員

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住所	TEL
空知	夕張市	夕張市	地域振興課	068-0492	夕張市本町4-2	0123-52-3124
	岩見沢市	岩見沢市	農務課	068-8686	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-35-4467
	美唄市	美唄市	農政課	072-8660	美唄市西3条南1丁目1-1	0126-63-0114
	芦別市	芦別市	農林課	075-8711	芦別市北1条東1丁目3	0124-27-7838
	赤平市	赤平市	農政課	079-1192	赤平市泉町4丁目1	0125-32-1842
	三笠市	三笠市	農林課	068-2192	三笠市幸町2	01267-2-3996
	滝川市	滝川市	農政課	073-8686	滝川市大町1丁目2-15	0125-28-8033
	砂川市	砂川市	農政課	073-0195	砂川市西7条北2丁目1-1	0125-74-8482
	深川市	深川市	農政課	074-8650	深川市2条17-17	0164-26-2255
	南幌町	南幌町	産業振興課	069-0292	空知郡南幌町栄町3丁目2-1	011-398-7151
	奈井江町	奈井江町	産業観光課	079-0392	空知郡奈井江町字奈井江11	0125-65-2118
	由仁町	由仁町	産業振興課	069-1292	夕張郡由仁町新光200	0123-83-2114
	長沼町	長沼町	産業振興課	069-1392	夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	0123-76-8018
	栗山町	栗山町	農林課	069-1512	夕張郡栗山町松風3丁目252	0123-73-2500
	月形町	月形町	農林建設課	061-0592	樺戸郡月形町1219	0126-53-2322
	浦臼町	浦臼町	産業課	061-0692	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2114
	新十津川町	(一財)ピンネ農業公社	管理課	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央5番地1	0125-72-2022
	妹背牛町	妹背牛町	農政課	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200	0164-32-3205
	秩父別町	秩父別町	産業課	078-2192	雨竜郡秩父別町4101	0164-33-2111
	雨竜町	雨竜町	産業建設課	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	0125-77-2213
北竜町	北竜町	産業課	078-2512	雨竜郡北竜町字和11-1	0164-34-7032	
沼田町	沼田町	農業推進課	078-2202	雨竜郡沼田町南1条3丁目6-53	0164-35-2113	
石狩	札幌市	札幌市	農業支援課	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2416
	江別市	(公財)道央農業振興公社	江別担い手支援センター	067-0016	江別市6-8-1	011-391-0429
	千歳市	〒061-1356 恵庭市西島松41番2	千歳担い手支援センター	066-0035	千歳市高台5-1-15	0123-49-7061
	恵庭市	(恵庭市農業活性化支援センター内)	恵庭担い手支援センター	061-1352	恵庭市島松仲町2-10-14	0123-36-1298
	北広島市	TEL:0123-39-6057	北広島担い手支援センター	061-1121	北広島市中央1-2-1	011-372-0012
	石狩市	石狩市農業総合支援センター(札幌市農業協同組合石狩八幡支店内)	石狩市農業総合支援センター	061-3361	石狩市八幡2丁目332-11	0133-66-3345
	当別町	当別町農業総合支援センター(北石狩農業協同組合内)	営農相談課	061-0295	石狩郡当別町錦町53番地57	0133-23-2552
新篠津村	新篠津村農業協同組合	新篠津村農業振興センター	068-1193	石狩郡新篠津村第47線北13	0126-58-3611	
後志	小樽市	小樽市	農林水産課	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
	島牧村	島牧村	企画産業課	048-0621	島牧郡島牧村字泊83-1	0136-75-6212
	寿都町	寿都町	産業振興課	048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140-1	0136-62-2602
	黒松内町	黒松内町	産業課	048-0192	寿都郡黒松内町字黒松内302-1	0136-72-3835
	蘭越町	蘭越町	農林水産課	048-1392	磯谷郡蘭越町蘭越町258-5	0136-55-6517
	二セコ町	二セコ町	農政課	048-1595	虻田郡二セコ町字富士見55	0136-56-8841
	真狩村	真狩村	産業課	048-1631	虻田郡真狩村字真狩118	0136-45-3615
	留寿都村	留寿都村	農林課	048-1731	虻田郡留寿都村字留寿都175	0136-55-5253
	喜茂別町	喜茂別町	農林課	044-0292	虻田郡喜茂別町字喜茂別123	0136-33-2211
	京極町	京極町	農林課	044-0101	虻田郡京極町字京極527	0136-42-2111
	倶知安町	倶知安町	農林課	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東3丁目3	0136-56-8010
	共和町	共和町農業開発センター		045-0123	岩内郡共和町宮丘184番地11	0135-74-3925
	岩内町	岩内町	水産農林課	045-8555	岩内郡岩内町字高台134番地1	0135-67-7096
	積丹町	積丹町	農林水産課	046-0292	積丹郡積丹町大字美国町字船淵48番地5	0135-44-3382
	古平町	古平町	総合政策課産業連携室	046-0192	古平郡古平町大字浜町50	0135-48-9840
仁木町	仁木町	産業課	048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36-1	0135-32-2515	
余市町	余市町農業委員会		046-8546	余市郡余市町朝日町26	0135-21-2135	
赤井川村	赤井川村	産業課	046-0592	余市郡赤井川村字赤井川174-2	0135-48-6276	
胆振	室蘭市	室蘭市	農水産課	050-0083	室蘭市東町3丁目1番12号 室蘭市公設地方卸売市場内	0143-45-1865
	苫小牧市	苫小牧市	農業水産振興課	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5-6	0144-32-6452
	登別市	登別市	農林水産グループ	059-0012	釧路中央町4丁目11番地 登別沖シャッビングセンター アーニスF	0143-85-2321
	伊達市	伊達市	農務課	052-0024	伊達市鹿島町20-1	0142-82-3201
	豊浦町	豊浦町	農林課	049-5492	虻田郡豊浦町字船見町10	0142-83-1410
	壮瞥町	壮瞥町	産業振興課	052-0101	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7	0142-66-2124
白老町	白老町	産業経済課	059-0995	白老郡白老町大町1丁目1-1	0144-82-6491	

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住 所	TEL
胆 振	厚真町	厚真町	産業経済課	059-1692	勇払郡厚真町京町120	0145-27-2419
	洞爺湖町	洞爺湖町	農業振興課	049-5802	虻田郡洞爺湖町洞爺町132番地	0142-82-5111
	安平町	安平町	産業振興課	059-1595	勇払郡安平町早来大町95番地	0145-22-2515
	むかわ町	むかわ町地域担い手育成センター		054-0051	勇払郡むかわ町文京2丁目2番地1	0145-42-5588
日 高	日高町	日高町	産業課	059-2192	沙流郡日高町門別本町210番地の1	01456-2-6185
	平取町	平取町	農業支援センター	055-0107	沙流郡平取町本町40-1 JAびらとり資材センター2F	01457-2-2383
	新冠町	新冠町	産業課	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	0146-47-2183
	浦河町	浦河町	産業課	057-8511	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	0146-26-9016
	様似町	様似町	産業課	058-8501	様似郡様似町大通1丁目21	0146-36-2113
	えりも町	えりも町	産業振興課	058-0292	幌泉郡えりも町字本町206	01466-2-4623
	新ひだか町	新ひだか町	農政課	059-3195	日高郡新ひだか町三石本町212番地	0146-33-2113
渡 島	函館市	函館市	農務課	040-8666	函館市東雲町4-13	0138-21-3342
	北斗市	北斗市地域担い手センター	農林課	041-1201	北斗市本町1丁目1番1号	0138-77-8811
	松前町	松前町	産業振興課	049-1592	松前郡松前町字福山248番地1	0139-42-2275
	福島町	福島町	産業課	049-1392	松前郡福島町字福島820	0139-47-3002
	知内町	知内町地域担い手育成センター	農業水産振興課	049-1103	上磯郡知内町字重内21-1	01392-5-6161
	木古内町	木古内町	産業経済課	049-0422	上磯郡木古内町字本町218	01392-2-3131
	七飯町	七飯町	農林水産課	041-1192	亀田郡七飯町本町6丁目1-1	0138-65-5793
	森町	森町	農林課	049-2393	茅部郡森町字御幸町144-1	01374-7-1086
	八雲町	八雲町	農林課	049-3192	二海郡八雲町住初町138	0137-62-2203
	長万部町	長万部町	産業振興課	049-3592	山越郡長万部町字長万部453-1	01377-2-2191
檜 山	江差町	江差町	産業振興課	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193-1	0139-52-6717
	上ノ国町	上ノ国町	農林課	049-0698	檜山郡上ノ国町大留100	0139-56-8371
	厚沢部町	厚沢部町	農林課	043-1113	檜山郡厚沢部町新町207	0139-64-3314
	乙部町	乙部町	産業課	043-0103	爾志郡乙部町字緑町388	0139-62-2871
	奥尻町	奥尻町	産業振興課	043-1498	奥尻郡奥尻町字奥尻428-2	01397-2-3406
	今金町	今金町	農林振興課	049-4393	瀬棚郡今金町字今金48-1	0137-82-0111
上 川	せたな町	せたな町	農林水産課	049-4592	久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	0137-84-5111
	旭川市	旭川市	農政課	070-8525	旭川市7条通10丁目 旭川市役所第2庁舎5階	0166-25-7417
	名寄市	名寄市	経済部 農業経営担当	098-0507	名寄市風連町西町196番地1	01655-3-2511
	富良野市	(一財)富良野市農業担い手育成機構		079-1582	富良野市字山部東21線12番地	0167-42-2882
	士別市	士別市	農業振興課	095-8686	士別市東6条4丁目1	0165-26-7030
	鷹栖町	鷹栖町	産業振興課	071-1292	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1	0166-74-3582
	東神楽町	東神楽町	産業振興課	071-1592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2	0166-83-2114
	当麻町	当麻町	農林業振興課	078-1314	上川郡当麻町4条東3丁目4-63	0166-84-2123
	比布町	比布町	農林課	078-0392	上川郡比布町北町1丁目2番1号	0166-85-4805
	愛別町	愛別町	産業振興課	078-1492	上川郡愛別町字本町179	01658-6-5114
	上川町	上川町	産業経済課	078-1753	上川郡上川町南町180	01658-2-4057
	東川町	東川町	農業振興課	071-1492	上川郡東川町東町1丁目16-1	0166-82-2111
	美瑛町	(一財)美瑛町農業振興機構		071-0207	上川郡美瑛町中町2丁目6-32	0166-92-2855
	上富良野町	上富良野町	農業振興課	071-0544	空知郡上富良野町栄町2丁目2-45	0167-45-6984
	中富良野町	中富良野町	農林課	071-0795	空知郡中富良野町本町9番1号	0167-44-2106
	南富良野町	南富良野町	産業課	079-2402	空知郡南富良野町字幾寅867	0167-52-2178
	占冠村	占冠村	農林課	079-2201	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2174
	和寒町	和寒町地域担い手育成センター	和寒町農業活性化センター農塾	098-0101	上川郡和寒町字日ノ出4番地	0165-32-2010
	剣淵町	剣淵町	農林課	098-0338	上川郡剣淵町仲町3番8号	0165-34-3311
	下川町	下川町	産業振興課	098-1206	上川郡下川町幸町63番地	01655-4-2401
美深町	美深町	農務課	098-2252	中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1641	
音威子府村	音威子府村	経済課	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府444-1	01656-5-3313	
中川町	中川町	農林課	098-2802	中川郡中川町字中川1337	01656-7-2816	
幌加内町	幌加内町	産業課	074-0492	雨竜郡幌加内町字幌加内4699	0165-35-2122	
留 萌	留萌市	留萌市	農林水産課	077-8601	留萌市幸町1丁目11	0164-42-1837
	増毛町	増毛町	農林水産課	077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目61	0164-53-1117
	小平町	小平町	経済課	078-3392	留萌郡小平町字小平町216	0164-56-2111
	苫前町	苫前町	農林水産課	078-3792	苫前郡苫前町字旭37-1	0164-64-2314
	羽幌町	羽幌町	農林水産課	078-4198	苫前郡羽幌町南町1-1	0164-68-7008
	初山別村	初山別村	経済課	078-4492	苫前郡初山別村字初山別96-1	0164-67-2211
	遠別町	遠別町	農林水産課	098-3543	天塩郡遠別町字本町3丁目37	01632-7-2146
天塩町	天塩町	農林水産課	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目	01362-9-7767	

振興局	市町村	事務局	担当課	郵便番号	住 所	TEL	
宗谷	稚内市	稚内市	農政課	097-8686	稚内市中央3丁目2-1	0162-23-6481	
	猿払村	猿払村	産業課	098-6232	宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1	01635-2-3134	
	浜頓別町	浜頓別町農業委員会		098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	01634-2-2373	
	中頓別町	中頓別町	産業課	098-5595	枝幸郡中頓別町字中頓別172-6	01634-8-7662	
	枝幸町	枝幸町	農林課	098-5892	枝幸郡枝幸町本町916	0163-62-1359	
	豊富町	豊富町農業委員会・豊富町農林水産課		098-4110	天塩郡豊富町大通96丁目	0162-73-1352	
	礼文町	礼文町	建設課	097-1201	礼文郡礼文町大字香深村字トシナイ558-5	01638-6-1001	
	利尻町	利尻町	建設課	097-0401	利尻郡利尻町沓形字緑町14-1	0163-84-2345	
	利尻富士町	利尻富士町	建設課	097-0101	利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6	0163-82-2511	
	幌延町	幌延町	産業建設課	098-3207	天塩郡幌延町宮園町1番地1	01632-5-1115	
オホーツク	北見市	北見市	農政課	090-8501	北見市大通西3丁目1番地1	0157-25-1142	
	網走市	網走市	農林課	093-8555	網走市南5条東1丁目10番地	0152-67-5453	
	紋別市	紋別市	農政林務課	094-8707	紋別市幸町2丁目1-18	0158-24-2111	
	美幌町	美幌みらい農業センター	経済部みらい農業課	092-0030	網走郡美幌町字美富29番地1	0152-75-2324	
	津別町	津別町	産業振興課	092-0292	網走郡津別町字幸町41番地	0152-77-8384	
	斜里町	斜里町	農務課	099-4192	斜里郡斜里町本町12番地	0152-26-8373	
	清里町	清里町	産業振興課	099-4492	斜里郡清里町羽衣町13	0152-25-2153	
	小清水町	小清水町	産業課	099-3698	斜里郡小清水町元町2丁目1番1号	0152-62-4474	
	訓子府町	訓子府町	農林商工課	099-1498	常呂郡訓子府町東町398	0157-47-2116	
	置戸町	置戸町農業委員会		099-1100	常呂郡置戸町字置戸181	0157-52-3361	
	佐呂間町	佐呂間町	農務課	093-0592	常呂郡佐呂間町字永代町3-1	01587-2-1209	
	遠軽町	遠軽町	農政林務課	099-0492	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1-1	0158-42-4816	
	湧別町	湧別町	農政課	099-6592	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318	01586-2-5861	
	滝上町	滝上町	農林建設課	099-5692	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地	0158-29-2111	
	興部町	北オホーツク農業協同組合	営農部担い手対策課	098-1601	紋別郡興部町字興部518番地	0158-82-2101	
	西興部村	西興部村	産業建設課	098-1501	紋別郡西興部村字西興部100	01588-7-2111	
	雄武町	雄武町	産業振興課	098-1792	紋別郡雄武町字雄武700	0158-84-2121	
	大空町	大空町		099-2392	網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号	0152-77-8126	
	十勝	帯広市	帯広市	農政課	089-1182	帯広市川西町基線61	0155-59-2323
		音更町	音更町	農政課	080-0198	河東郡音更町元町2	0155-42-2111
士幌町		士幌町	産業振興課	080-1292	河東郡士幌町字士幌225	01564-5-5220	
上士幌町		上士幌町	農林課	080-1492	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-4292	
鹿追町		鹿追町	産業振興課	081-0292	河東郡鹿追町東町1丁目15-1	0156-66-4035	
新得町		新得町	産業課	081-8501	上川郡新得町3条南4丁目26	0156-64-0525	
清水町		清水町地域農業再生協議会	農林課	089-0192	上川郡清水町南4条2丁目2番地	0156-62-2112	
芽室町		芽室町	農林課	082-8651	河西郡芽室町東2条2丁目14	0155-62-9725	
中札内村		中札内村農業担い手育成センター	産業課産業グループ	089-1392	河西郡中札内村東1条南1丁目2番地1	0155-67-2495	
更別村		更別村農業担い手育成センター		089-1595	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2115	
大樹町		大樹町農業担い手センター		089-2152	広尾郡大樹町西本通33番地2 JA大樹町内	01558-9-6271	
広尾町		広尾町	農林課	089-2692	広尾郡広尾町西4条7丁目1番	01558-2-0179	
幕別町		(公財)幕別町農業振興公社		089-0627	中川郡幕別町字新和162-128	0155-57-2711	
池田町		池田町	農林課	083-8650	中川郡池田町西1条7丁目11	015-572-3118	
豊頃町		豊頃町	産業課	089-5392	中川郡豊頃町茂岩本町125	015-574-2217	
本別町		本別町	農林課	089-3392	中川郡本別町北2丁目4-1	0156-22-8126	
足寄町		足寄町農業再生協議会	農林課	089-3797	足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1	0156-28-3861	
陸別町		陸別町	産業振興課	089-4311	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1	0156-27-2141	
浦幌町		浦幌町	産業課	089-5692	十勝郡浦幌町字桜町15-6	015-576-2181	
釧路		釧路市	釧路市	農林課	085-8505	釧路市黒金町7丁目5番地	0154-31-2552
	釧路町	釧路町	農林水産課	088-0692	釧路郡釧路町別保1丁目1	0154-62-2192	
	厚岸町	厚岸町農業委員会		088-1192	厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地	0153-52-3131	
	浜中町	浜中町	農林課	088-1363	厚岸郡浜中町茶内栄81番地	0153-65-2186	
	標茶町	標茶町	農林課	088-2312	川上郡標茶町川上4丁目2番地	015-485-2111	
	弟子屈町	弟子屈町	農林課	088-3292	川上郡弟子屈町中央2丁目3-1	015-482-2936	
	鶴居村	鶴居村	産業振興課	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	0154-64-2114	
	白糠町	白糠町	経済課	088-0392	白糠郡白糠町西1条南1丁目1-1	01547-2-2171	
	根室市	根室市	農林課	087-8711	根室市常盤町2丁目27	0153-23-6111	
	根室	別海町	別海町	農政課	086-0205	野付郡別海町別海常盤町280	0153-74-9251
中標津町		中標津町	農林課	086-1197	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	0153-74-0492	
標津町		標津町	農林課	086-1632	標津郡標津町北2条西1丁目1-3	0153-85-7244	
羅臼町		羅臼町	産業創生課	086-1892	目梨郡羅臼町栄町100-83	0153-87-2128	

27 北海道の交通網は？

(1) 鉄道路線図

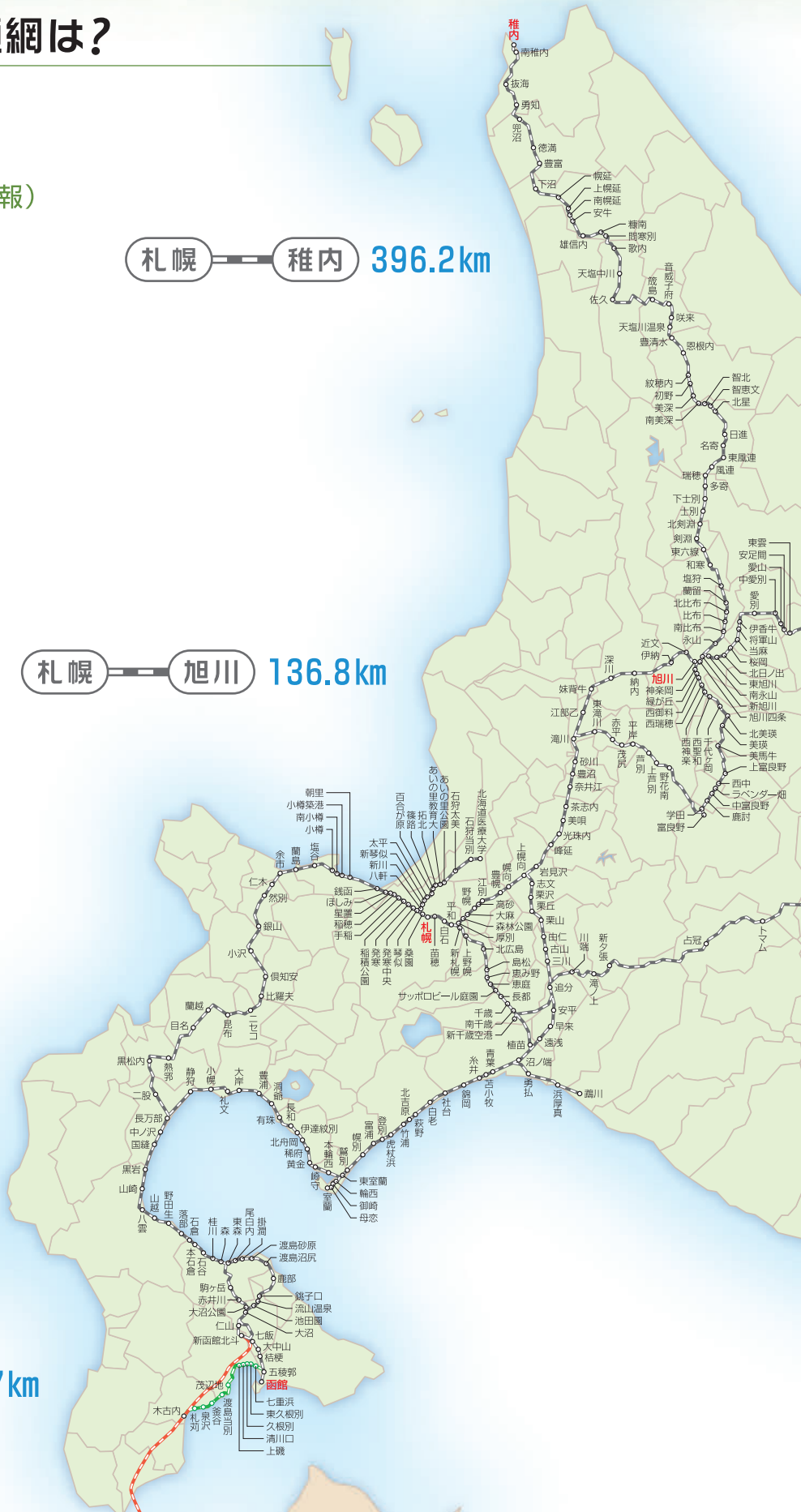
JR北海道 (列車運行情報)

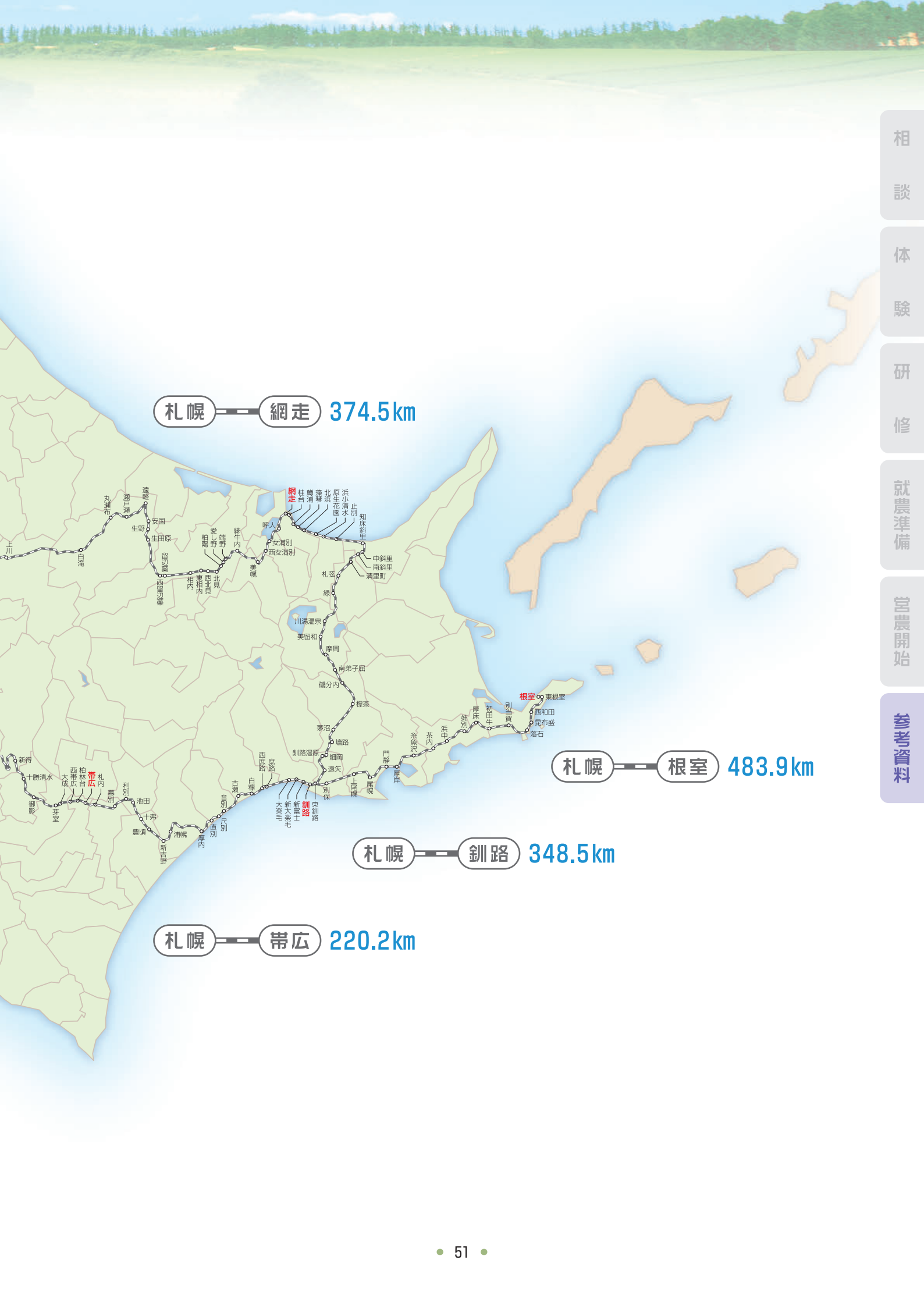


札幌 — 稚内 396.2km

札幌 — 旭川 136.8km

札幌 — 函館 318.7km





札幌 — 網走 374.5km

札幌 — 根室 483.9km

札幌 — 釧路 348.5km

札幌 — 帯広 220.2km

(2) 空港及び高速道路路線図

(フライト情報)



利尻空港



旭川空港



丘珠空港



奥尻空港



函館空港



稚内空港



オホーツク紋別空港



女満別空港



根室中標津空港

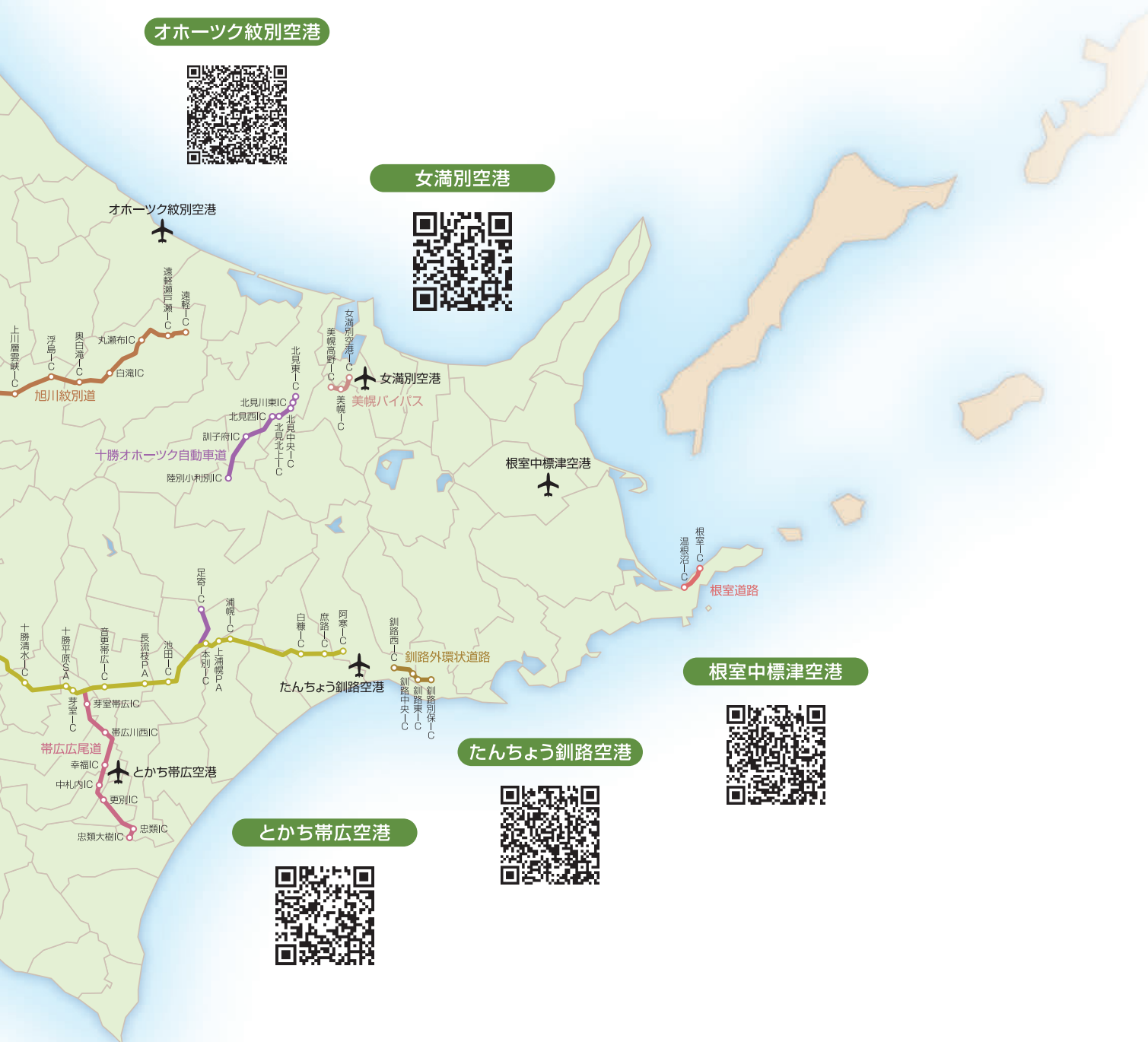
根室中標津空港



たんちょう釧路空港



とかち帯広空港



相
談

体
験

研
修

就農準備

官農開始

参考資料

そらやそらこうしんこうきょく

宗谷総合振興局 (10市町村)

- | | |
|--------------|--------------|
| 稚内市(わかない) | 豊富町(とよとみ) |
| 猿払村(ざるふつ) | 礼文町(れぶん) |
| 浜頓別町(はまとんべつ) | 利尻町(りしり) |
| 中頓別町(なかとんべつ) | 利尻富士町(りしりふじ) |
| 枝幸町(えさし) | 幌延町(ほろのべ) |

おほ一つくそらこうしんこうきょく

オホーツク総合振興局 (18市町村)

- | | |
|-------------|--------------|
| 北見市(きたみ) | 置戸町(おけと) |
| 網走市(あばしり) | 佐呂間町(さろま) |
| 紋別市(もんべつ) | 遠軽町(えんがる) |
| 美幌町(びほろ) | 湧別町(ゆうべつ) |
| 津別町(つべつ) | 滝上町(たきのうえ) |
| 斜里町(しゃり) | 興部町(おこっぺ) |
| 清里町(きよさと) | 西興部村(にしおこっぺ) |
| 小清水町(こしみず) | 雄武町(おうむ) |
| 訓子府町(くんねつぶ) | 大空町(おおそら) |

ねむろしんこうきょく

根室振興局 (5市町)

- | | |
|-------------|----------|
| 根室市(ねむろ) | 標津町(しべつ) |
| 別海町(べつかい) | 羅臼町(らうす) |
| 中標津町(なかしべつ) | |

とがちそらこうしんこうきょく

十勝総合振興局 (19市町村)

- | | |
|--------------|-----------|
| 帯広市(おびひろ) | 大樹町(たいき) |
| 音更町(おとふけ) | 広尾町(ひろお) |
| 士幌町(しほろ) | 幕別町(まくべつ) |
| 上士幌町(かみしほろ) | 池田町(いけだ) |
| 鹿追町(しかおい) | 豊頃町(とよころ) |
| 新得町(しんとく) | 本別町(ほんべつ) |
| 清水町(しみず) | 足寄町(あしよ) |
| 芽室町(めむろ) | 陸別町(りくべつ) |
| 中札内村(なかさつない) | 浦幌町(うらほろ) |
| 更別村(さらべつ) | |

くしろそらこうしんこうきょく

釧路総合振興局 (8市町村)

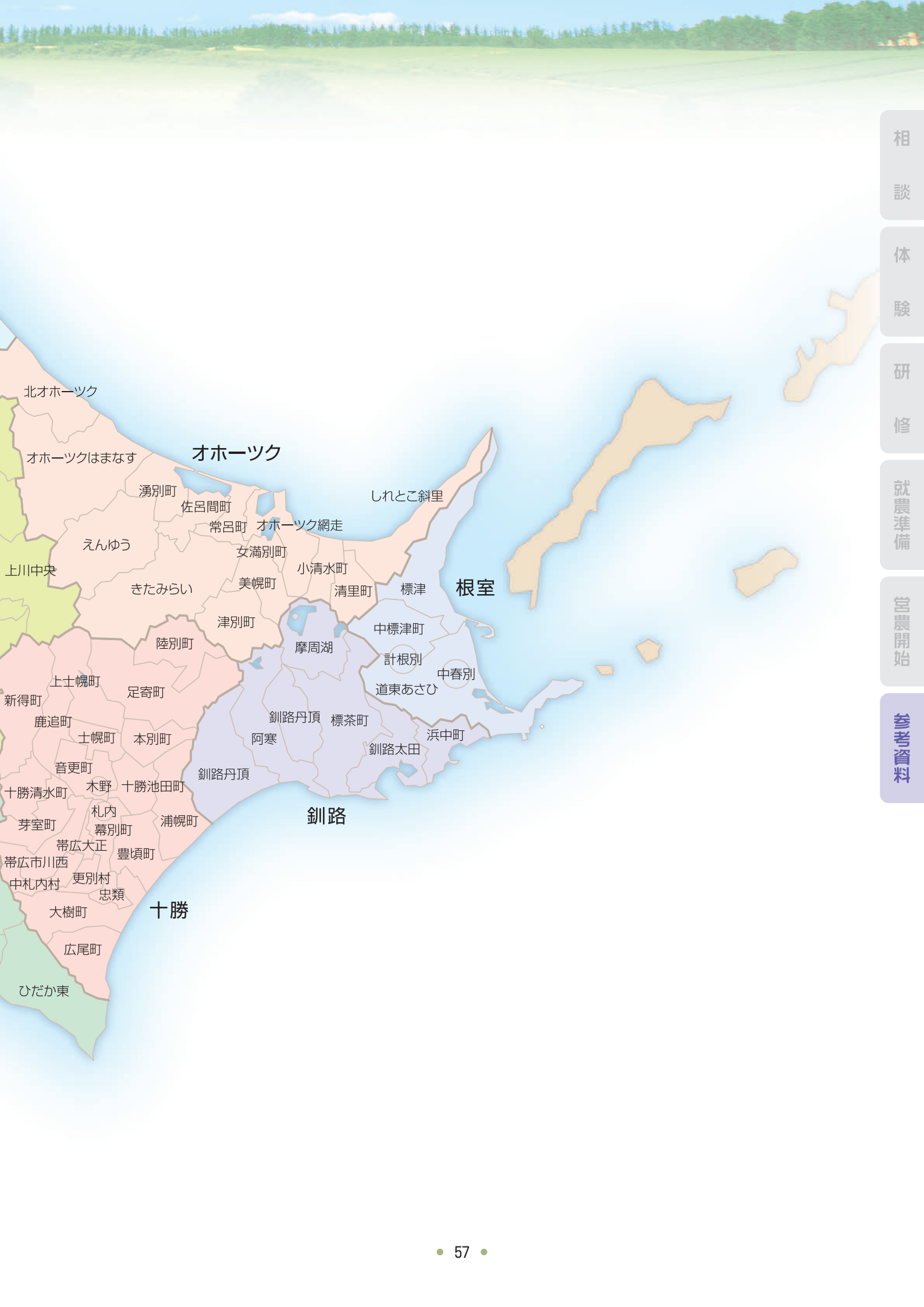
- | | |
|-----------|------------|
| 釧路市(くしろ) | 標茶町(しべちゃ) |
| 釧路町(くしろ) | 弟子屈町(てしかが) |
| 厚岸町(あつけし) | 鶴居村(つるい) |
| 浜中町(はまなか) | 白糖町(しらめか) |

ひだかしんこうきょく

日高振興局 (7町)

- | | |
|------------|--------------|
| 日高町(ひだか) | 様似町(さまに) |
| 平取町(ひらとり) | えりも町(えりも) |
| 新冠町(にいかつぶ) | 新ひだか町(しんひだか) |
| 浦河町(うらかわ) | |





- 相
- 談
- 体
- 験
- 研
- 修
- 就農準備
- 官農開始
- 参考資料

北オホーツク

オホーツクはまなす

オホーツク

湧別町

佐呂間町

常呂町

オホーツク網走

しれとこ斜里

えんゆう

女満別町

小清水町

清里町

標津

根室

上川中央

きたみらい

美幌町

陸別町

津別町

摩周湖

中標津町

計根別

中春別

道東あさひ

上士幌町

足寄町

新得町

鹿追町

士幌町

本別町

釧路丹頂

標茶町

浜中町

釧路太田

音更町

木野

十勝池田町

釧路丹頂

阿寒

十勝清水町

芽室町

札内

幕別町

浦幌町

帯広市川西

中札内村

帯広大正

豊頃町

更別村

忠類

大樹町

十勝

釧路

広尾町

ひだか東

案内図



公益財団法人 北海道農業公社 北海道農業担い手育成センター

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地(北海道通信ビル6階) TEL.011-271-2255 FAX.011-271-3776

URL ● <https://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/index.html>

北海道DE農業をはじめのサイト で 検索

